平成23年度及び平成24年度に実施した法科大学院
認証評価に関する検証結果報告書

平成26年２月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）となって以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び評価担当者へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

この結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。同様に平成 19 年度から平成 23 年度実施の認証評価においても評価終了後、アンケート調査を実施し、検証を行いそれぞれ平成 20 年度から平成 24 年度実施の認証評価に改善点等を反映させた。（この検証結果は年度ごとに「法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてまとめている。ただし、平成 23 年度については、認証評価を受けた法科大学院が１校であったため、匿名性を考慮し検証結果報告書を作成しなかった。）

平成 24 年度実施の法科大学院認証評価においても、引き続きアンケート調査を実施して検証を行うこととし、報告書を作成しなかった平成 23 年度実施分のアンケート調査結果を合算して、ここに平成 23 年度及び平成 24 年度実施の認証評価（10 法科大学院）に関する調査及び検証結果を取りまとめた。

目　　次

はじめに

Ⅰ　機構が実施した法科大学院認証評価の概要・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅱ　平成 23 年度及び平成 24 年度実施の認証評価に関する検証

１．検証の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

２．項目別の検証

（１）基準及び解釈指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（２）説明会・研修会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（３）自己評価書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（４）書面調査・訪問調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（５）評価結果（評価報告書）について・・・・・・・・・・・・・・・　19
（６）評価の効果・影響について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
（７）評価の作業量等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
（８）前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの
改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
（９）評価についての全般的な意見・感想について・・・・・・・・・　35

３．総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

参考資料

１　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
２　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
３　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
４　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
５　認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】（法科大学院用）
６　認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】（法科大学院用）

Ⅰ　機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 23 年度及び平成 24 年度に実施した認証評価の検証結果をまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、５年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている（学校教育法第 109 条第３項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年１月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より認証評価（予備評価）を開始し、平成 19 年度より認証評価（本評価）を開始した。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（３年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

１．目的

法科大学院認証評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、以下のことを実施した。

（１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。

（２）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。

（３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準のすべてについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わず、評価結果の社会への公表も行っていない。

２．実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及

び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会が取りまとめる評価報告書原案の調整等を行うため、運営連絡会議を設置した。

また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施するため、教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

３．方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

（１）法科大学院における自己評価

対象法科大学院は、『自己評価実施要項』等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

（２）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行う。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出する。

② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行う。

③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめる。

④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適格認定を与える。

４．スケジュール

平成 23 年度実施

（１）平成 22 年 11 月に、国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施した。

（２）平成 22 年 11 月に以下の法科大学院から申請を受け、評価を実施することとなった。また、平成 23 年２月に当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価の方法について説明を行うなどの研修を実施した。

○　国立大学（１大学）

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

（３）平成 23 年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

（４）平成 23 年６月末に、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けた。

（５）対象法科大学院からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

23 年７月	書面調査の実施
８月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
９月	評価部会 ・書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
11 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・評価報告書原案の作成
24 年１月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
３月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

平成24年度実施

（１）平成23年７月に、国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施した。

（２）平成 23 年９月から 10 月にかけて、以下の９法科大学院から申請を受け、評価を実施することとなった。

○　国立大学（６大学）

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
一橋大学大学院法学研究科法務専攻
新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
金沢大学大学院法務研究科法務専攻
香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

○　私立大学（３大学）

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
専修大学大学院法務研究科法務専攻
愛知大学大学院法務研究科法務専攻

（３）平成24年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

（４）平成24年６月末に、対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けた。

（５）対象法科大学院からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

24年７月	書面調査の実施
８月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
９月	評価部会

	・書面調査の分析結果の整理
	運営連絡会議
	・書面調査による分析結果の審議・決定
10～11 月	訪問調査の実施
12 月	運営連絡会議、評価部会
	・評価報告書原案の作成
25 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会
	・評価結果（案）の取りまとめ
	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	運営連絡会議、評価委員会
	・評価結果の確定

５．評価結果

平成 23 年度及び平成 24 年度に認証評価を実施した 10 法科大学院のすべてが、機構の定める評価基準に適合しているとの評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成 23 年度実施分は平成 24 年３月 29 日付で、平成 24 年度実施分は平成 25 年３月 27 日付で、各対象機関及び設置者へ通知するとともに、機構のウェブサイトにより公表し、かつ文部科学大臣へ報告した。

※　法科大学院評価基準要項は機構ウェブサイトを参照のこと。
http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/index.html

Ⅱ　平成 23 年度及び平成 24 年度実施の認証評価に関する検証

１．検証の実施方法

（1）アンケート調査の実施

平成 23 年度及び平成 24 年度実施の認証評価の対象法科大学院（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し、記名選択式回答（５段階・２段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

〔対象校〕

１．基準及び解釈指針について
２．評価の方法及び内容について
（1）自己評価について
（2）訪問調査等について
（3）意見の申立てについて
３．評価の作業量、スケジュール等について
（1）評価に費やした作業量について
（2）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
（3）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
（4）評価のスケジュールについて
４．説明会・研修会等について
５．評価結果（評価報告書）について
（1）評価報告書の内容等について
（2）自己評価書及び評価報告書の公表について
（3）評価結果に関するマスメディア等の報道について
６．評価を受けたことによる効果・影響について
（1）自己評価を行ったことによる効果・影響について
（2）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について
７．評価結果の活用について
８．評価の実施体制について
９．前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について
10．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて
11．その他

〔評価担当者〕

１．基準及び解釈指針について

２．評価の方法及び内容・結果について

（１）自己評価書について

（２）書面調査について

（３）訪問調査について

（４）評価結果について

３．研修について

４．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量について

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

（４）評価作業にかかった時間数について

５．評価部会等の運営について

６．評価全般について

７．前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

（２）アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を整理・分類し、項目別に分析を行った。その上で、評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

なお、平成 23 年度実施の認証評価を受けた法科大学院が１校であったため、匿名性を考慮し検証結果報告書を作成しなかったことから、今回、平成 23 年度実施分及び平成 24 年度実施分のアンケート調査結果を合算し、検証している。

分析項目は以下のとおりである。

（１）基準及び解釈指針について

（２）説明会・研修会について

（３）自己評価書について

（４）書面調査・訪問調査について

（５）評価結果（評価報告書）について

（６）評価の効果・影響について

（７）評価の作業量等について

（８）前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について

（９）評価についての全般的な意見・感想について

※アンケート調査に係る補足事項

１．アンケート用紙配付日程

	平成 23 年度
対象校	平成 24 年３月 30 日
評価担当者	平成 23 年 12 月 26 日

	平成 24 年度
対象校	平成 25 年３月 27 日
評価担当者	平成 24 年 12 月 25 日

２．アンケートの回収状況

平成 23 年度

	回答数	回収率
対象校	１校中１校	100%
評価担当者	10 人中６人	60%

平成 24 年度

	回答数	回収率
対象校	９校中９校	100%
評価担当者	40 名中 30 名	75%

２．項目別の検証

（１）基準及び解釈指針について

機構が定める基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして適切であったか、また、基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

① 評価の目的等との関係について

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等の質を保証するために適切であった」（機関１-①、評１-①※）か及び「教育活動等の改善を促進するために適切であった」（機関１-②、評１-②）か質問したところ、対象校では、「質の保証」に対して、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」20%、「そう思う」70%）、「どちらとも言えない」が 10%、「改善の促進」に対して、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」20%、「そう思う」70%）、「どちらとも言えない」が 10%、評価担当者では、「質の保証」に対して、肯定的な回答が 84%（「強くそう思う」６%、「そう思う」78%）、「どちらとも言えない」が 14%、否定的な回答が３%（「そう思わない」３%）、「改善の促進」に対して肯定的な回答が 92%（「強くそう思う」３%、「そう思う」89%）、「どちらとも言えない」が６%、否定的な回答が３%（「そう思わない」３%）であった。

また、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」（機関１-③、評１-③）かとの質問に対しては、対象校では肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」20%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 40%、評価担当者では肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」３%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が 22%、否定的な回答が８%（「そう思わない」８%）であった。

次に、基準及び解釈指針の構成や内容を「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関１-④、評１-④）かとの質問に対しては、対象校では肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」50%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 10%、評価担当者では肯定的な回答が 92%（「強くそう思う」11%、「そう思う」81%）、「どちらとも言えない」が６%、否定的な回答が３%（「そう思わない」３%）であった。

※「機関○-○」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】」における設問番号に対応
「評○-○」…参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】」における設問番号に対応
設問の回答率については、小数点以下四捨五入のため合計が 100%にならないものもある。また、未回答は除いている。

② 具体の評価基準等の構成・内容について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」（機関１－⑤）か質問したところ、「ある」が 20%、「ない」が 80%であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「評価しにくい基準又は解釈指針があった」（評１－⑤）か質問したところ、「ある」が 49%、「ない」が 51%であった。

次に、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、「内容が重複する基準又は解釈指針があった」（機関１－⑥、評１－⑥）か質問したところ、対象校では、「ある」が 20%、「ない」が 80%、評価担当者では、「ある」が 15%、「ない」が 85%であった。

③ 評価と課題

基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校及び評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして適切なものと考えられる。また、基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることも適切であると考えられる。

評価しにくい基準又は解釈指針があったかについては、対象校からは肯定的に評価されているものの、評価担当者の約半数が評価しにくい基準又は解釈指針があったと回答している。また、内容が重複する基準又は解釈指針があったかについては、おおむね肯定的に評価されており、適切なものと考えられるが、自由記述では、具体的に重複する基準又は解釈指針を指摘する意見も寄せられている。これらの意見は、３巡目の基準等を設定する際に検討していくとともに、研修会等での説明内容の工夫が求められる。なお、評価担当者に対する研修では、各基準の分析における留意点等を冊子にまとめて配付している。

（２）説明会・研修会について

法科大学院の関係者を対象に実施している説明会や、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に実施している研修会について、その有効性等の検証を行った。また、評価担当者を対象に実施している研修の内容の適切性等について検証を行った。

① 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価説明会に関して、「説明会の内容は役立った」（機関４－③）か質問したところ、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」30%、「そう思う」30%）で、「どちらとも言えない」が 40%であった。また、「説明会の内容は理解しやすかった」（機関４－②）かとの質問については、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」30%、「そう思う」30%）、「どちらとも言えない」が 40%、「説明会の配付資料は理解しやすかった」（機関４－①）かとの質問については、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」30%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」（機関４－⑥）か質問したところ、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」30%、「そう思う」30%）で、「どちらとも言えない」が 40%であった。また、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」（機関４－⑤）かとの質問については、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」30%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 30%、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」（機関４－④）かとの質問については、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」30%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。なお、「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」（機関４－⑦）かとの質問については、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」40%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 10%であった。「機構が行った訪問説明は役立った（機関４－⑧）かとの質問については、肯定的な回答が 100%（「強くそう思う」100%）であった。

また、「説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応）は適切であった」（機関４－⑨）かとの質問については、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」50%、「そう思う」20%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。

② 評価担当者に対する研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、評価担当者に対する研修に関して、「研修の内容は役立った」（評３－③）か質問したところ、肯定的な回答が 64%（「強くそう思う」９%、「そう思う」55%）、「どちらとも言えない」が 33%、否定的な回

答が３％（「そう思わない」３％）であった。また、「研修の説明内容は理解しやすかった」（評３-②）かとの質問については、肯定的な回答が 67％（「強くそう思う」６％、「そう思う」61％）、「どちらとも言えない」が 33％であった。また、「研修の配付資料は理解しやすかった」（評３-①）かとの質問については、肯定的な回答が74％（「強くそう思う」６％、「そう思う」68％）、「どちらとも言えない」が 26％であった。また、「書面調査のシミュレーションは役立った」（評３-④）かについては、肯定的な回答が 61％（「強くそう思う」９％、「そう思う」52％）、「どちらとも言えない」が 33％、否定的な回答が６％（「そう思わない」６％）であった。また、「研修に費やした時間の長さは適切であった」（評３-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が 54％（「強くそう思う」６％、「そう思う」48％）、「どちらとも言えない」が30％、否定的な回答が 15％（「そう思わない」15％）であった。

③ 評価と課題

認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会については、対象校からおおむね肯定的に評価されており、実施内容、説明内容、配付資料のほか、機構の事務担当者の対応等は適切であると考えられる。

また、評価担当者に対する研修についても、評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、実施内容、説明内容、配付資料のほか、書面調査のシミュレーション、実施時間は適切であると考えられるが、自由記述において、研修の時間短縮を求める意見も寄せられており、資料や説明の見直しを含めて、引き続き検討が求められる。

（３）自己評価書について

評価の実施に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

① 自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」（機関２－（１）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」30％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 10％であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」（評２－（１）－②）かとの質問については、肯定的な回答が 39％（「強くそう思う」３％、「そう思う」36％）、「どちらとも言えない」が 53％、否定的な回答が８％（「そう思わない」８％）であった。

また、対象校に対するアンケート調査において、「貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた」（機関２－（１）－④）かとの質問については、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」10％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。また、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」（機関２－（１）－⑤）かとの質問については、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」20％、「そう思う」50％）、「どちらとも言えない」が 20％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「対象校の自己評価書は理解しやすかった」（評２－（１）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 37％（「強くそう思う」６％、「そう思う」31％）、「どちらとも言えない」が 47％、否定的な回答が 17％（「そう思わない」14％、「全くそう思わない」３％）であった。

また、「自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」（機関２－（１）－⑥）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」30％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。

このほか、「自己評価書の作成に当たって、既に機構の認証評価を受けた他法科大学院等の自己評価書を参考にした」（機関２－（１）－⑦）かとの質問については、「参考にした」が 50％、「参考にしなかった」が 50％であった。

② 自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」（機関２－（１）－②）か質問したところ、肯定的な回答が 30％（「強くそう思う」10％、「そう思う」20％）、「どちらとも

言えない」が 60%、否定的な回答が 10%（「そう思わない」10%）であった。また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関２－（１）－③）かとの質問については、「迷っていない」とする回答が 80%、「迷った」とする回答が 20%であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評２－（１）－③）か質問したところ、肯定的な回答が 34%（「そう思う」34%）、「どちらとも言えない」が 49%、否定的な回答が 17%（「そう思わない」17%）であった。

③ 評価と課題

自己評価書の記述について、対象校では、基準及び解釈指針に基づいた適切な自己評価により、わかりやすく完成度の高い自己評価書が作成されたとおおむね認識している。一方、自己評価書が理解しやすかったか、基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていたかについては、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、自由記述においても、基準・解釈指針とずれた箇所もあった、どの基準または解釈指針に対応する事柄なのか明示されていない記述があった等の意見が寄せられている。機構としても、各基準及び解釈指針の分析に当たっての留意点等がわかる冊子を対象校に配付するなどしているが、今後も説明会における周知等により、対象校の理解を深める必要がある。また、自己評価書作成に当たっての字数制限については、対象校からおおむね肯定的に評価されている。このほか、半数の対象校が、自己評価書の作成に当たり、既に機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考としていることがわかる。

自己評価書の添付資料については、既に蓄積していたもので対応することができたとする回答は必ずしも多いとは言えないが、多くの対象校が迷うことなく用意することができたと認識している。一方、自己評価書に必要な根拠資料が引用・添付されていたかについては、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。機構としても、必要とする資料については『自己評価実施要項』の「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」で示す、当初の資料で確認できない場合は必要に応じ「確認事項」で求めるなど工夫しているが、引き続き添付資料の明確化に努め、説明会等で対象校の理解を深めるとともに、対象校においてもデータの収集方法やその管理方法に工夫が望まれる。

（４）書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価部会において評価担当者が対象校の状況を分析する書面調査について、分析の方法、事実誤認の有無を確認するために通知する「書面調査による分析状況」の内容が適切であったかについて検証した。また、書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

① 書面調査による分析について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった」（機関２－（２）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 80％（「強くそう思う」20％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 20％であった。

また、評価担当者に対するアンケート調査において、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評２－（２）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 61％（「強くそう思う」８％、「そう思う」53％）、「どちらとも言えない」が 33％、否定的な回答が６％（「そう思わない」６％）であった。また、「書面調査を行うために、対象校の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評２－（２）－②）か質問したところ、あればよいとする回答が９％（「強くそう思う」６％、「そう思う」３％）、「どちらとも言えない」が 54％、なくてよいとする回答が 38％（「そう思わない」29％、「全くそう思わない」９％）であった。

② 訪問調査時の確認事項について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった」（機関２－（２）－②）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」20％、「そう思う」50％）、「どちらとも言えない」が 20％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった」（評２－（３）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」７％、「そう思う」63％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。

③ 訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く）が質問した内容は適切であった」（機関２－（２）－③）か質問したと

ころ、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」30％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 10％であった。

また、「訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった」（機関２－（２）－④）かとの質問については、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」20％、「そう思う」70％）、「どちらとも言えない」が 10％、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった」（機関２－（２）－⑤）かについては、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」20％、「そう思う」70％）、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった」（機関２－（２）－⑥）かについては、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」20％、「そう思う」70％）、「どちらとも言えない」が 10％であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった」（評２－（３）－③）か質問したところ、肯定的な回答が 94％（「強くそう思う」52％、「そう思う」42％）、「どちらとも言えない」が３％、否定的な回答が３％（「全くそう思わない」３）、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった」（評２－（３）－④）かについては、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」17％、「そう思う」73％）、「どちらとも言えない」が３％、否定的な回答が７％（「そう思わない」７％）、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった」（評２－（３）－⑤）かについては、肯定的な回答が 73％（「強くそう思う」10％、「そう思う」63％）、「どちらとも言えない」が 20％、否定的な回答が７％（「そう思わない」７％）であった。また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評２－（３）－②）かについては、肯定的な回答が 87％（「強くそう思う」17％、「そう思う」70％）、「どちらとも言えない」が３％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であった。

さらに、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査では、機構の評価担当者（事務担当者を除く）との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関２－（２）－⑦）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」50％、「そう思う」20％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査では、対象校と、教育活動

等の状況に関する共通理解を得ることができた」（評２－（３）－⑥）かとの質問については、肯定的な回答が 84%（「強くそう思う」７%、「そう思う」77%）、「どちらとも言えない」が 17%であった。

④ 訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（機関２－（２）－⑧）か質問したところ、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」50%、「そう思う」20%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。また、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（評２－（３）－⑦）か質問したところ、肯定的な回 93%（「強くそう思う」20%、「そう思う」73%）、「どちらとも言えない」が３%、否定的な回答が３%（「そう思わない」３%）であった。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）は十分に研修を受けていたと思う」（機関２－（２）－⑨）か質問したところ、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」50%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 10%であった。

また、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった」（評２－（３）－⑧）か質問したところ、肯定的な回答が 100%（「強くそう思う」63%、「そう思う」37%）であった。

⑤ 評価と課題

書面調査による分析については、対象校及び評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、訪問調査前に提示された「書面調査による分析状況」の内容や、機構が示した書面調査票等の様式は適切であると考えられる。また、書面調査に際して、対象校の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかったとの評価担当者の意見は少ないが、今後も要望を把握していくことが求められる。

一方、訪問調査についても、対象校及び評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、訪問調査前に提示した「訪問調査時の確認事項」の内容及びそれに対する対象校からの回答内容、訪問調査時の評価担当者による質問内容や訪問調査の具体的な実施内容や方法、時間配分、評価担当者の人数や構成、機構の事務担当者の対応は適切であると考えられる。また、訪問調査によって不明な点も十分に確認することができ、機構の評価担当者と対象校との間で、教育活動等の状況に関する共通理解をおおむね得ることができているとともに、評価担当者への研修についても適切であると考えられる。しかしながら、一部の評価担当者から、訪問調査の面談時間は事項の確認に十分ではないという意見も寄せられているため、部会の審議及

び主査との打ち合わせを見直すなど、面談時間を有効に使う工夫をしていく必要がある。

（５）評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見の申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

①　評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関５－（１）－⑨）か質問したところ、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」30%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が 10%あった。

次に、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関５－（１）－①）か、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった」（機関５－（１）－②）か、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関５－（１）－③）か質問したところ、「質の保証」については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う 30%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 20%、「改善の促進」については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」20%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が 20%、「社会からの理解と支持」については、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」20%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。

また、「評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた」（機関５－（１）－⑦）か質問したところ、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」20%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 40%であった。

次に、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった」（機関５－（１）－④）か質問したところ、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」30%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が 10%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった」（機関５－（１）－⑤）かとの質問については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」30%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 20%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度等）を考慮したものであった」（機関５－（１）－⑥）か質問したところ、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」30%、「そう思う」40%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。

さらに、評価報告書の記述について、「評価報告書及び構成や内容はわかりやすいものであった」（機関５－（１）－⑧）か質問したところ、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」30%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が 10%であった。

また、評価担当者に対するアンケート調査において、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評２－（４）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 89%（「強くそう思う」22%、「そう思う」67%）、「どちらとも

言えない」が 11%であった。

次に、「基準１から基準 11 の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評２－（４）－②）か質問したところ、肯定的な回答が 88%（「強くそう思う」19%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が 11%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象校の「主な優れた点」「主な改善を要する点」等を記述するという形式は適切であった」（評２－（４）－④）かとの質問については、肯定的な回答が 81%（「強くそう思う」28%、「そう思う」53%）、「どちらとも言えない」が 19%であった。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評２－（４）－③）か質問したところ、肯定的な回答が 75%（「強くそう思う」14%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が 22%、否定的な回答が３％（「そう思わない」３％）であった。

② 評価報告書等の公表について

対象校に対するアンケート調査において、「今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイト等で公表している」（機関５－（２）－①）か質問したところ、「公表している」が 80%、「公表していない」が 20%であった。

また、「評価報告書をウェブサイト等で公表している」（機関５－（２）－②）かとの質問については、「公表している」が 80%、「公表していない」が 20%であった。

次に、「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」（機関５－（３）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 25%（「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が 25%、否定的な回答が 50%（「そう思わない」25%、「全くそう思わない」25%）であった。

③ 意見の申立てについて

対象校に対するアンケート調査において、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」（機関２－（３）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 70%（「強くそう思う」20%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 30%であった。

また、「「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった」（機関２－（３）－②）かとの質問については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」30%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が 20%であった。

④ 評価と課題

評価報告書の内容については、対象校及び評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的や対象校の目的、実態、規模等に照らして適切なものであると考え

られる。また、評価報告書は構成及び内容がわかりやすく、評価担当者の書面調査、訪問調査の内容が評価結果に十分反映されており、評価の方法や記述形式、全体の分量もおおむね適切であり、教育活動等に関して新たな視点が得られるなど、総じて内容は適切なものであると考えられる。

評価報告書等の公表については、多くの対象校が今回の評価のために作成した自己評価書や評価報告書をウェブサイト等で公表している。しかしながら、評価結果に関するマスメディア等からの報道の適切性については、一部の対象校から否定的な回答が寄せられているため、認証評価の社会的認知度の向上については、今後、認証評価機関 12 機関により組織される認証評価機関連絡協議会を通じ、他の認証評価機関とも協力して、更に工夫を行っていく必要がある。なお、平成 25 年度は、認証評価機関連絡協議会において、報道関係者及び高等学校関係者との意見交換会を実施した。

今回の法科大学院認証評価においては意見の申立てを行った対象校はなかったが、その実施方法やスケジュール、内容や対応の評価報告書への掲載についてはおおむね肯定的に評価されており、適切であると考えられる。

（６）評価の効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたこと、対象校に対して評価を実施したことがどのような効果・影響を与えたか、また評価結果をどのように活用しているかについて検証を行った。

①　自己評価を行ったことによる効果・影響について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果・影響について、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた」（機関６－（１）－①）か質問したところ、肯定的な回答が 100％（「強くそう思う」40％、「そう思う」60％）、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた」（機関６－（１）－②）か質問したところ、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」20％、「そう思う」70％）、「どちらとも言えない」が 10％であった。

次に、教職員への効果・影響について、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」（機関６－（１）－③）か質問したところ、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 30％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した」（機関６－（１）－④）かとの質問については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 30％、否定的な回答 10％（「そう思わない」10％）、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」（機関６－（１）－⑨）かとの質問については、肯定的な回答が 50％（「強くそう思う」20％、「そう思う」30％）、「どちらとも言えない」が 40％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であった。

また、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」（機関６－（１）－⑩）かとの質問については、肯定的な回答が 80％（「強くそう思う」20％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 20％であった。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した」（機関６－（１）－⑤）かとの質問については、肯定的な回答 80％（「強くそう思う」20％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 10％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した」（機関６－（１）－⑦）かとの質問については、肯定的な回答が 40％（「強くそう思う」20％、「そう思う」20％）、「どちらとも言えない」が 60％であった。

また、「貴法科大学院の個性的な取組を促進した」（機関６－（１）－⑧）かとの質問については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 30％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であり、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立った」（機関６－（１）－⑥）かとの質問につ

いては、肯定的な回答が 30%（「強くそう思う」20%、「そう思う」10%)、「どちらとも言えない」が 70%であった。

② 評価結果を受けたことによる効果・影響について

対象校に対するアンケート調査において、評価結果を受けて今後どのような効果・影響があると思うかについて質問したところ、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる」（機関６－（２）－①）かとの質問については、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」30%、「そう思う」60%)、「どちらとも言えない」が 10%、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる」（機関６－（２）－②）かとの質問については、肯定的な回答が 90%（「強くそう思う」20%、「そう思う」70%)、「どちらとも言えない」が 10%であった。

次に、教職員の意識への効果・影響について質問したところ、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関６－（２）－③）かとの質問については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」30%、「そう思う」50%)、「どちらとも言えない」が 10%、否定的な回答が 10%（「そう思わない」10%)、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する」（機関６－（２）－④）かとの質問については、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」20%、「そう思う」40%)、「どちらとも言えない」が 30%、否定的な回答が 10%（「そう思わない」10%)、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関６－（２）－⑨）かとの質問については、肯定的な回答が 50%（「強くそう思う」30%、「そう思う」20%)、「どちらとも言えない」が 40%、否定的な回答が 10%（「そう思わない」10%)、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」（機関６－（２）－⑪）かとの質問については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」20%、「そう思う」60%)、「どちらとも言えない」が 20%であった。

また、「教職員に評価結果の内容が浸透する」（機関６－（２）－⑩）か質問したところ、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」20%、「そう思う」40%)、「どちらとも言えない」が 40%であった。

次に、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ」（機関６－（２）－⑥）かとの質問については、肯定的な回答が 50%（「強くそう思う」20%、「そう思う」30%)、「どちらとも言えない」が 50%であり、「貴法科大学院の個性的な取組を促進する」（機関６－（２）－⑧）かとの質問については、肯定的な回答が 60%（「強くそう思う」20%、「そう思う」40%)、「どちらとも言えない」が 30%、否定的な回答が 10%（「そう思わない」10%）であった。

また、「貴法科大学院の教育活動等の質が保証される」（機関６－（２）－⑫）かとの質問については、肯定的な回答が 80%（「強くそう思う」20%、「そう思う」60%)、「どちらとも言えない」が 20%であった。一方、評価担当者に対するアンケート調

査において、「今回の評価によって対象校の教育活動等の質が保証されると思う」（評６-①）か質問したところ、肯定的な回答が62％（「強くそう思う」６％、「そう思う」56％）、「どちらとも言えない」が31％、否定的な回答が８％（「そう思わない」８％）であった。

さらに、対象校に対するアンケート調査において、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する」（機関６-（２）-⑤）かとの質問については、肯定的な回答が80％（「強くそう思う」30％、「そう思う」50％）、「どちらとも言えない」が 10％、否定的な回答が10％（「そう思わない」10％）、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する」（機関６-（２）-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が 40％（「強くそう思う」20％、「そう思う」20％）、「どちらとも言えない」が60％であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「今回の評価によって対象校の教育活動等の改善が促進されると思う」（評６-②）か質問したところ、肯定的な回答が 73％（「強くそう思う」６％、「そう思う」67％）、「どちらとも言えない」が 17％、否定的な回答が11％（「そう思わない」11％）であった。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」（機関６-（２）-⑬）か質問したところ、肯定的な回答が60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 40％であり、「広く社会の理解と支持が得られる」（機関６-（２）-⑭）かとの質問については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が40％であった。一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う」（評６-③）か質問したところ、肯定的な回答が 42％（「強くそう思う」３％、「そう思う」39％）、「どちらとも言えない」が 42％、否定的な回答が 17％（「そう思わない」17％）であった。

また、「他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする」（機関６-（２）-⑮）かとの質問については、肯定的な回答が80％（「強くそう思う」30％「そう思う」50％）、「どちらとも言えない」が20％であった。

③ 評価結果の活用について

対象校における今後の評価結果の活用予定について質問（複数回答可）したところ、「貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する」が 40％、「貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する」が 100％、「資金獲得のための申請書に記載する」が10％、「学生募集の際に用いる」が60％であった。

また、機構の評価を受けたことを契機に、実施を予定している（または実施済みの）変更・改善の取組として、対象校から次の事例が挙げられた。なお、文末【　】

内の数字は、変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度を５段階で対象校が示したものである。
【５：非常に参考になった～３：参考になった～１：あまり参考にならなかった】

（基準２）「教育内容」

・（課題）一部の授業科目について、科目区分が適切でない（重複している）。
（変更・改善）担当教員との調整等を経て、今年度から教育内容を変更する等、是正を図った。（改善済）【５】

・（課題）法律実務基礎科目の２科目について教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっている。また、同科目が隔年開講となっているため受講者の受講機会確保に支障がある。
（変更・改善）指摘事項を授業担当者に通知し、平成 25 年度授業においては、指摘の趣旨を踏まえて改善をするように依頼した。また、隔年開講は維持するものの、履修年次指定を緩和して、実質的に受講機会を確保した。【５】

・（課題）欠席学生に対しても適切な指導がされることが望ましい。
（変更・改善）授業はＤＶＤに撮影して、当日欠席した学生には、後日貸し出しをするようにした。【５】

・（課題）一部の展開・先端科目の教育内容に法律基本科目の内容との部分的な重複がある。
（変更・改善）今回の認証評価において指摘を受けた会社法に関する科目について、平成 25 年度カリキュラムより科目名を変更するとともに、その内容についても展開・先端科目としてふさわしいものとする改善を行った。【４】

・（課題）基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に配置されている一部の科目の適合性の問題、「民法Ⅳ」の必修化。
（変更・改善）カリキュラム検討委員会を設置して、さらに総合的な観点から検討を開始した。【５】

（基準４）「成績評価及び修了認定」

・（課題）成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示す必要がある。
（変更・改善）平成 25 年度の学生便覧においては、成績が相対評価である旨を明示した。【３】

・（課題）基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「金融商品取引法」について、教育内容の多くが展開・先端科目に分類される内容に相当するため、教育内容に合った科目区分とする必要がある。

（変更・改善）教育内容に合った科目区分とするように、展開・先端科目に分類し直した。【４】

・（課題）成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、出席のみをもって加点要素としているように読めるシラバスがあった。

（変更・改善）そもそも、出席のみで加点することはしていないが、出席のみで加点になるとの誤解を招かないようにシラバスの書き方について注意するように教員全員に周知した。【３】

・（課題）法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。

（変更・改善）法学既修者の認定方法について検討し、平成 25 年４月入学者に係る募集要項記載内容の変更を行うとともに、履修免除科目の見直し行い、平成 26 年度に入学する学生から適用することとした。【４】

・（課題）一律な成績評価にならないよう、少人数であることに留意しつつ、成績評価の在り方を含めた更なる検討・改善を図り、全教員に周知徹底するよう努めること。

（変更・改善）全教員に再確認の通知を行った。【４】

・（課題）評価の尺度が共有されていない。

（変更・改善）成績評価基準を作成するとともに、教授会を通して共有化を図った。【５】

・（課題）一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の割合が不明確なもの、あらかじめ学生に授業計画が周知されていないものがあった。

（変更・改善）シラバスについては、今後教務委員会で恒常的にチェックを行う。（改善済）【５】

・（課題）成績評価に係る学生からの異議申立てのスケジュールが適切でない。

（変更・改善）既存の申し合わせを見直すとともに、新たに学生便覧へフロー図を掲載するなど、学生への周知を図った。【５】

・（課題）平常点のあり方に関する認識が教員間で共有されていない。考慮要素の割合が示されていない科目がある。

（変更・改善）若干曖昧であった表記方法について、平成 25 年度シラバスにおいては、より明確にしたうえで、指摘の趣旨を踏まえて対応するよう依頼し、その内容を再度チェックするようにした。【５】

・（課題）成績評価における考慮要素について、出席のみをもって加点要素としている科目がある。

（変更・改善）シラバスの寄稿依頼時に出席状況は平常点の一環として考慮するよう各教員に依頼するとともに、シラバスへの表記方法についても改善を行った。【４】

・（課題）留年に伴う再履修科目の成績の取扱いが厳格な成績評価の観点で適正と

いえない。
（変更・改善）評価結果を受け、自己点検・評価委員会及び教授会にて問題提起がなされ、教務委員会で適正な運用方法について、改めて議論を行うことが決定している。【４】

・（課題）法学既修者入試に合格した者の履修が免除される単位数について明記された規程がない。
（変更・改善）平成 25 年度の学則改正にて、単位数等の明記を行った。【５】

・（課題）成績評価の方法を明文化する必要がある。
（変更・改善）文書化した「指針」を教授会で決定し、非常勤の教員に対しても配付した。【５】

（基準７）「学生の支援体制」

・（課題）アドバイス教員制度による指導・助言。
（変更・改善）アドバイス教員制度の実績の高評価を踏まえ、同制度の更なる充実を図ることとした。【５】

・（課題）正課外における学習指導。
（変更・改善）正課における学習成果の向上を図るとともに、正課外において、過度な補修指導とならないよう対策を講じることとした。【５】

（基準８）「教員組織」

・（課題）一部の教員の授業負担について、適正な範囲内にとどめられていない。
（変更・改善）教員組織の見直しを行った（平成 25 年度から）【４】

・（課題）担当教員の科目適合性が認められなかった科目について、適切な教員を配置する必要がある。
（変更・改善）今年度から、他大学の非常勤教員を招へいし、改善した。【５】

（基準 11）「自己点検及び評価等」

・（課題）試験答案の保管に不備があった。評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制を確保する必要がある。
（変更・改善）評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制を確保するように体制を改めた。【４】

・（課題）自己点検及び評価の結果について、外部者による検証の必要性がある。
（変更・改善）平成 25 年度より教育課程について見直しを行った。本法科大学院の教育について、教育課程等も含め、今後外部者による評価を実施する予定である。【４】

・（課題）ウェブサイトで教員情報の適切な公開に努める必要がある。

（変更・改善）具体的な改善方策について検討を開始した。【５】

④ 評価と課題

自己評価を行ったことによる効果・影響については、対象校からおおむね肯定的に評価されており、教育活動等の全般的な状況や今後の課題の把握及び改善の促進、評価に関する教職員の知識や技術の向上、教育活動等の組織的な運営や自己評価の重要性の教職員への浸透、各教員の教育活動等に取り組む意識の向上、個性的な取組の促進に有効であると考えられる。一方、将来計画の策定への寄与やマネジメントの改善促進に効果・影響があったという回答は必ずしも多いとは言えず、今後、評価直後の効果のほかに、長期的な評価の効果・影響についても把握、検証していく必要がある。なお、自由記述において、教員全体で自己点検・評価活動を行うことで、組織的な教育連携の重要性を認識し、教育改善に大きく役立ったという意見も寄せらている。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、対象校及び評価担当者からおおむね肯定的に評価されており、教育活動等の全般的な状況や今後の課題の把握及び改善の促進、組織的な運営や自己評価の重要性及び評価結果の内容の教職員への浸透、評価に関する教職員の知識や技術向上、各教員の教育活動等に取り組む意識の向上、将来計画の策定への寄与、個性的な取組の促進、質の保証、学生からの理解と支持を得るといったことに有効であると考えられる。また、他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にしようとすることにも効果・影響があると考えられる。一方、マネジメントの改善促進といった効果・影響については対象校からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。なお、社会からの理解と支持を得るといった効果・影響については、対象校からはおおむね肯定的に評価されているものの、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。また、自由記述において、教員の意識改革等は、認証評価を受けることではなく、日々の教育実践や情報の共有によって図られるべき事項であるという意見が寄せられており、今後対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響と同様に、評価直後の効果・影響だけでなく、長期的な評価の効果・影響についても併せて把握、検証していく必要がある。

評価結果の活用については、対象校から具体的な改善取組事例が挙げられ、対象校が評価結果を基に実際に教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。今後も引き続き、機構及び対象校の相互の取組により、各対象校における評価結果の活用を促進していくことが重要であると考えられる。

（７）評価の作業量等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

①　評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」（機関３－（１）－①）に関して、作業量については、「大きい」とする回答が 100%（「とても大きい」60%、「大きい」40%）であった。

次に、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」（機関３－（１）－②、機関３－（２）－①）に関して、作業量については、「大きい」とする回答が 80%（「とても大きい」50%、「大きい」30%）、「適当」が 20%であった。また、作業期間については、２～３週間程度の期間を設けているが、これについて「長い」とする回答が 10%（「長い 10%）、「適当」が 40%、「短い」が 50%（「短い」40%、「とても短い」10%）であった。

続いて、「訪問調査のための事前準備」（機関３－（１）－③、機関３－（２）－②）に関して、作業量については、「大きい」とする回 70%（「とても大きい」30%、「大きい」40%）、「適当」が 30%であった。また、作業期間については、４週間程度の期間を設けているが、これについて「長い」とする回答が 10%（「長い」10%）、「適当」が 70%、「短い」とする回答が 20%（「短い」10%、「とても短い」10%）であった。

次に、「訪問調査当日の対応」（機関３－（１）－④、機関３－（２）－③）に関して、作業量については、「大きい」とする回答が 60%（「とても大きい」10%、「大きい」50%）、「適当」が 30%、「小さい」とする回答が 10%（「小さい」10%）であった。また、作業期間については、１校当たり２日間の日程としているが、これについて「長い」とする回答が 10%（「長い」10%）、「適当」が 90%であった。

さらに、「意見の申立て」（機関３－（１）－⑤、機関３－（２）－④）に関して、作業量については、「適当」が 50%、「小さい」とする回答が 50%（「小さい」33%、「とても小さい」17%）であった。また、作業期間については、４週間程度の期間を設けているが、これについて「適当」が 100%であった。

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」（評４－（１）－①、評４－（２）－①）に関して、作業量については、評価担当者１人当たり平均で 21.3 時間と回答されているが、これについて「大きい」とする回答が 75%（「とても大きい」22%、「大きい」53%）、「適当」が 22%、「小さい」とする回答が３%（「小さい」３%）であった。また、作業期間については、７月からの１ヶ月程度の期間を設定しているが、これについて「長い」とする回答が 14%（「長い」14%）、「適当」が 64%、「短い」とする回答が 22%（「短い」19%、「とても短い」３%）

であった。

次に、「訪問調査への参加」（評４－（１）－②、評４－（２）－②）では、作業量については、事前準備については評価担当者１人当たり平均で 6.2 時間と回答されているが、これについて「大きい」とする回答が 43％（「とても大きい」３％、「大きい」40％）、「適当」が 50％、「小さい」とする回答が６％（「小さい」３％、「とても小さい」３％）であった。また、作業期間については、１校当たり２日間の日程としているが、これについて「長い」とする回答が 14％（「とても長い」７％、「長い」７％）、「適当」が 87％であった。

さらに、「評価結果（原案）の作成」（評４－（１）－③、評４－（２）－③）では、作業量については、評価担当者１人当たり平均で 6.0 時間と回答されているが、これについて「大きい」とする回答が 39％（「大きい」39％）、「適当」が 55％、「小さい」とする回答が６％（「小さい」６％）であった。また、作業期間については、「長い」とする回答が６％（「とても長い」３％、「長い」３％）、「適当」が 87％、「短い」とする回答が６％（「短い」６％）であった。

② 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

対象校に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（機関３－（３）－①）かとの質問については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」40％、「貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった」（機関３－（３）－②）かとの質問については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 40％、「貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（機関３－（３）－③）かとの質問ついては、肯定的な回答が 40％（「強くそう思う」10％、「そう思う」30％）、「どちらとも言えない」が 60％であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「対象校の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（評４－（３）－①）かとの質問については、肯定的な回答が 59％（「強くそう思う」３％、「そう思う」56％）、「どちらとも言えない」が 36％、否定的な回答が６％（「そう思わない」６％）、「対象校の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった」（評４－（３）－②）かとの質問については、肯定的な回答が 61％（「強くそう思う」３％、「そう思う」58％）、「どちらとも言えない」が 33％、否定的な回答が６％（「そう思わない」６％）、「対象校の教育

活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評４－（３）－③）かとの質問については、肯定的な回答が 47％（「強くそう思う」３％、「そう思う」44％）、「どちらとも言えない」が 44％、否定的な回答が８％（「そう思わない」８％）であった。

③ 評価のスケジュールについて

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期（６月末）は適当であった」（機関３－（４）－①）かとの質問については、「適当」が 100％であった。

また、「訪問調査の実施時期（10 月～11 月）は適当であった」（機関３－（４）－②）かとの質問については、「適当」が 80％、「適当でない」が 20％であった。

④ 評価と課題

評価に費やした対象校の作業量について、意見の申立てに係る作業量に関しては、半数の対象校から適当とする回答が寄せられているが、自己評価書の作成や「訪問調査時の確認事項」への対応、訪問調査のための事前準備、訪問調査当日の対応については、大きいとする回答が寄せられている。また、対象校の作業期間については、訪問調査のための事前準備、訪問調査当日の対応、意見の申立てに係る作業期間はおおむね肯定的に評価されており、適切であると考えられるが、「訪問調査時の確認事項」への対応については、半数の対象校から短いという回答が寄せられている。一方、対象校が評価作業に費やした労力は、おおむね肯定的に評価されており、「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らして見合うものであったと考えられる。ただし、「社会からの理解と支持」という目的に照らすと、肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。自由記述においても、自己評価書を作成すること自体が、自己点検・反省・改善の契機となり、意義のあるものだが、その作業量はかなり大きいといった意見が寄せられているため、今後も引き続き、評価の効率化に努める必要がある。

また、評価に費やした評価担当者の作業量及び作業期間については、訪問調査への参加及び評価報告書原案の作成に係る作業量及び作業期間、並びに自己評価書の書面調査に係る作業期間はおおむね適切であると考えられるが、自己評価書の書面調査に係る作業量については、大きいという回答が寄せられている。一方、評価担当者が評価に費やした労力は、おおむね肯定的に評価されており、「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らして見合うものであったと考えられる。ただし、「社会からの理解と支持」という目的に照らすと肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、今後も引き続き、評価の効率化に努める必要がある。

評価のスケジュールについては、対象校から肯定的に評価されており、自己評価書の提出時期及び訪問調査の実施時期はいずれも適切であると考えられる。

（８）前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について

前回の認証評価を受けたことが対象校にどのような効果・影響を与えたか、また対象校が前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて検証を行った。

① 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

対象校に対するアンケート調査において、前回の認証評価を受けたことによりどのような効果・影響があったかについて、「教育活動等の質の保証に効果・影響があった」（機関９-①）か、「教育活動等の改善の促進に効果・影響があった」（機関９-②）か、「教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった」（機関９-③）か質問したところ、「質の保証」については、肯定的な回答が 50％（「強くそう思う」20％、「そう思う」30％）、「どちらとも言えない」が 40％、否定的な回答が 10％（「全くそう思わない」10％）、「改善の促進」については、肯定的な回答が 60％（「強くそう思う」20％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 30％、否定的な回答が 10％（「全くそう思わない」10％）、「社会からの理解と支持」については、肯定的な回答が 10％（「強くそう思う」10％）、「どちらとも言えない」が 80％、否定的な回答が 10％（「全くそう思わない」10％）であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、前回の認証評価を受けたことにより対象校にどのような効果・影響があったかについて、「教育活動等の質の保証に効果・影響があった」（評７-①）か、「教育活動等の改善の促進に効果・影響があった」（評７-②）か、「教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった」（評７-③）か質問したところ、「質の保証」については、肯定的な回答が 30％（「そう思う」30％）、「どちらとも言えない」が 67％、否定的な回答が３％（「そう思わない」３％）、「改善の促進」については、肯定的な回答が 26％（「そう思う」26％）、「どちらとも言えない」が 74％、「社会からの理解と支持」については、肯定的な回答が 10％（「そう思う」10％）、「どちらとも言えない」が 86％、否定的な回答が３％（「そう思わない」３％）であった。

② 前回の認証評価を受けた時の評価プロセスとの比較について

対象校に対するアンケート調査において、前回の認証評価を受けた時と比較して当機構の認証評価プロセスは改善されたか質問したところ、基準及び解釈指針について、「基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった」（機関 10-①）かとの質問については、肯定的な回答が 100％（「強くそう思う」10％、「そう思う」90％）、「基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった」（機関 10-②）かとの質問については、肯定的な回答が 90％（「強くそう思う」10％、「そう思う」80％）、「どちらとも言えない」

が 10％であった。

また、説明会・研修会について、「説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった」（機関 10−⑥）か質問したところ、肯定的な回答が 38％（「強くそう思う」13％、「そう思う」25％）、「どちらとも言えない」が 63％であった。

次に、訪問調査について、「訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった」（機関 10−③）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」10％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。

評価結果（評価報告書）については、「評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった」（機関 10−⑦）か質問したところ、肯定的な回答が 70％（「強くそう思う」10％、「そう思う」60％）、「どちらとも言えない」が 30％であった。また、「貴法科大学院が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった」（機関 10−⑧）かとの質問については、肯定的な回答が 20％（「強くそう思う」10％、「そう思う」10％）、「どちらとも言えない」が 80％、「評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった」（機関 10−⑨）かとの質問については、「どちらとも言えない」が 88％、否定的な回答が 13％（「全くそう思わない」13％）であった。

また、評価の効果・影響について、「自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった」（機関 10−⑩）か質問したところ、肯定的な回答が 50％（「強くそう思う」10％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 50％、「機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった」（機関 10−⑪）かとの質問については、肯定的な回答が 50％（「強くそう思う」10％、「そう思う」40％）、「どちらとも言えない」が 50％であった。

さらに、評価の作業量等について、「評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった」（機関 10−④）か質問したところ、肯定的な回答が 20％（「そう思う」20％）、「どちらとも言えない」が 70％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）、「評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった」（機関 10−⑤）かとの質問については、肯定的な回答が 30％（「強くそう思う」10％、「そう思う」20％）、「どちらとも言えない」が 60％、否定的な回答が 10％（「そう思わない」10％）であった。

③ 評価と課題

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」に関しては、対象校からはおおむね肯定的に評価されているが、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。また、教育活動等の「社会からの理解と支持」に関しては、対象校及び評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、「どちらとも言えない」という回答が多く寄せられた。

前回の認証評価を受けた時の評価プロセスとの比較については、対象校からおおむね肯定的に評価されており、基準及び解釈指針の構成・内容や自己評価書の作成、訪問調査、評価報告書の内容、評価の効果・影響は、適切なものになったと考えられる。しかし、説明会・研修会、作業量及び作業期間、評価に費やした労力、評価内容の公表については、肯定的な回答が必ずしも多いとは言えない。なお、自由記述では、対象校から、留意点や改善点が明確になったことで、対象校における問題点の把握が容易になり、改善の取組が迅速に行えるようになったとの回答が寄せられている。また、評価結果に関するマスメディア等の報道の適切性については「どちらとも言えない」との回答が多く寄せられており、認証評価の社会的認知度の向上については、今後、更に工夫を行っていく必要がある。

（９）評価についての全般的な意見・感想について

（１）～（８）に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想について

対象校から寄せられた意見・感想においては、評価機関として機構を選択した理由について、「前回も機構で評価を受けたため」等が挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「指摘を踏まえて、制度や運営を改善することができた」「意義のあるものであった」等、期待どおりであったとする感想が寄せられた。

・評価担当者からの意見・感想について

評価担当者から寄せられた意見・感想においては、「大変勉強になり、貴重な経験ができた」「認証評価は社会の理解を得るために不可欠である」等があった。また、「授業に差支えないよう、会議を週末に設定してほしい」という意見が寄せられ、平成 25 年度は土日祝日も含めて日程調整をすることにした。そのほか、「対象校の教員の負担軽減のため、アドミニストレーションの専門の職員が必要なのではないか」等の意見が寄せられた。

３．総括

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な８つの事項、「（１）基準及び解釈指針について」「（２）説明会・研修会について」「（３）自己評価書について」「（４）書面調査・訪問調査について」「（５）評価結果（評価報告書）について」「（６）評価の効果・影響について」「（７）評価の作業量等について」「（８）前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について」「（９）評価についての全般的な意見・感想について」を整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

（１）基準及び解釈指針について

基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らしておおむね適切なものと考えられる。また、基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることも適切であると考えられる。

評価しにくい、内容が重複する基準又は解釈指針があったかについては、対象校からはおおむね適切なものと考えられるが、評価担当者の約半数が評価しにくい基準又は解釈指針があったと回答している。今後も研修会等での説明内容の工夫が求められる。

（２）説明会・研修会について

認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会の実施内容、説明内容、配付資料のほか、機構の事務担当者の対応等はおおむね適切であると考えられる。

また、評価担当者に対する研修の実施内容、説明内容、配付資料のほか、書面調査のシミュレーション、実施時間はおおむね適切であると考えられるが、研修の時間短縮を求める意見も寄せられており、資料や説明の見直しを含めて、引き続き検討が求められる。

（３）自己評価書について

自己評価書については、対象校では基準及び解釈指針に基づいた適切な自己評価により、わかりやすく完成度の高い自己評価書が作成されたとおおむね認識している。一方で、理解しやすさ及び基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていたかについては、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えないため、今後も引き続き、説明会における周知等により、対象校の理解を深める必要がある。また、自己評価書作成に当たっての字数制限については、対象校からおおむね肯定的に評価されている。このほか、半数の対象校が、自己評価書の作成に当たり、既

に機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考としていることがわかる。

自己評価書の添付資料については、既に蓄積していたもので対応することができたとする回答は必ずしも多いとは言えないが、多くの対象校が迷うことなく用意することができたと認識している。一方、自己評価書に必要な根拠資料が引用・添付されていたかについての評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。機構としても、必要とする資料については『自己評価実施要項』の「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」で示す、当初の資料で確認できない場合は必要に応じ「確認事項」で求めるなど工夫しているが、引き続き添付資料の明確化に努め、説明会等で対象校の理解を深めるとともに、対象校においてもデータの収集方法やその管理方法に工夫が望まれる。

（4）書面調査・訪問調査について

書面調査による分析については、「書面調査による分析状況」の内容や、書面調査票等の様式はおおむね適切であると考えられる。また、客観的データ等の参考となる情報が必要との評価担当者の意見は少ないが、今後も要望を把握していくことが求められる

訪問調査については、「訪問調査時の確認事項」の内容及びそれに対する対象校の回答内容、実施内容、人数や構成、機構の事務担当者の対応はおおむね適切であると考えられる。また、訪問調査によって不明な点が確認でき、機構の評価担当者と対象校との間でおおむね共通理解を得ることができているとともに、評価担当者への研修についても適切であると考えられる。しかしながら、訪問調査の面談時間について、事項の確認に十分ではないという意見も寄せられているため、面談時間を有効に使う工夫をしていく必要がある。

（5）評価結果（評価報告書）について

評価報告書の内容については、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の目的や対象校の目的、実態、規模等に照らしておおむね適切なものであるほか、その内容や構成、分量、記載方法についてもおおむね適切であり、教育活動等に関して新たな視点が得られるなど、総じて内容は適切なものであると考えられる。

評価報告書等の公表については、多くの対象校がウェブサイト等で公表している。しかしながら、評価結果に関するマスメディア等からの報道の適切性については、一部の対象校から否定的な回答が寄せられているため、認証評価の社会的認知度の向上については、今後、認証評価機関 12 機関により組織される認証評価機関連絡協議会を通じ、他の認証評価機関とも協力して、更に工夫を行っていく必要がある。

今回の法科大学院認証評価においては意見の申立てを行った対象校はなかったが、意見の申立ての実施方法やスケジュール、内容や対応の評価報告書への掲載についてはおおむね適切であると考えられる。

（６）評価の効果・影響について

対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響について、現状や課題の把握及び改善の促進、評価に関する教職員の知識や技術の向上、組織的な運営や自己評価の重要性の教職員への浸透、各教員の意識の向上、個性的な取組の促進におおむね有効であると考えられる。一方、将来計画の策定への寄与やマネジメントの改善促進に効果・影響があったという回答は必ずしも多いとは言えず、今後、評価直後の効果のほかに、長期的な評価の効果・影響についても把握、検証していく必要がある。

また、対象校が評価結果を受けたことによる効果・影響については、現状や課題の把握及び改善の促進、組織的な運営や自己評価の重要性及び評価結果の内容の教職員への浸透、評価に関する教職員の知識や技術向上、各教員の意識の向上、将来計画の策定への寄与、個性的な取組の促進、質の保証、学生からの理解と支持を得るといったことにおおむね有効であると考えられる。また、他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にしようとすることにも効果・影響があると考えられる。一方、マネジメントの改善促進といった効果・影響については対象校からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。なお、社会からの理解と支持を得るといった効果・影響については、対象校からはおおむね肯定的に評価されているものの、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、自己評価を行ったことによる効果・影響と同様に、長期的な評価の効果・影響についても併せて把握、検証していく必要がある。

評価結果の活用については、対象校から具体的な改善取組事例が挙げられ、対象校が評価結果を基に実際に教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。今後も引き続き、機構及び対象校の相互の取組により、各対象校における評価結果の活用を促進していくことが重要であると考えられる。

（７）評価の作業量等について

評価に費やした対象校の作業量について、意見の申立てに関しては、半数の対象校から適当という回答が寄せられているが、自己評価書の作成や「訪問調査時の確認事項」への対応、訪問調査のための事前準備、訪問調査当日の対応については、大きいとする回答が寄せられている。対象校の作業期間については、訪問調査のための事前準備、訪問調査当日の対応、意見の申立てはおおむね適切であると考えられるが、「訪問調査時の確認事項」への対応については、半数の対象校から短いとい

う回答が寄せられている。一方、対象校が評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らしておおむね見合うものであったと評価されている。ただし、「社会からの理解と支持」という目的に照らすと、肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、今後も引き続き、評価の効率化に努める必要がある。

また、評価に費やした評価担当者の作業量及び作業期間については、訪問調査への参加及び評価報告書原案の作成に係る作業量及び作業期間、並びに自己評価書の書面調査に係る作業期間はおおむね適切であると考えられるが、自己評価書の書面調査に係る作業量については、大きいという回答が寄せられている。一方、評価担当者が評価に費やした労力は、「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らしておおむね見合うものであったと評価されている。ただし、「社会からの理解と支持」という目的に照らすと肯定的な回答は必ずしも多いとは言えず、今後も引き続き、評価の効率化に努める必要がある。

評価のスケジュールについては、自己評価書の提出時期及び訪問調査の実施時期はいずれも適切であると考えられる。

（８）前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の「質の保証」「改善の促進」に関しては、対象校からはおおむね肯定的に評価されているが、評価担当者からの肯定的な回答は必ずしも多いとは言えない。また、教育活動等の「社会からの理解と支持」に関しては、対象校及び評価担当者から「どちらとも言えない」という回答が多く寄せられた。

また、前回の認証評価と比較して、基準及び解釈指針の構成・内容や自己評価書の作成、訪問調査、評価報告書の内容、評価の効果・影響については、おおむね適切なものになったと考えられるが、説明会・研修会、作業量及び作業期間、評価に費やした労力、評価内容の公表については、肯定的な回答が必ずしも多いとは言えない。また、評価結果に関するマスメディア等の報道については「どちらとも言えない」との回答が多く寄せられており、認証評価の社会的認知度の向上については、今後、更に工夫を行っていく必要がある。

（９）評価についての全般的な意見・感想について

評価についての全般的な意見・感想については、対象校から、機構の評価を受けた感想として、期待どおりであったとする感想が複数寄せられた。

また、評価担当者からは、有益であったとする感想のほか、負担軽減を求める意見等が寄せられた。

今回の検証によって、これまでの検証を活かした改善が対象校、評価担当者に評価さ

れつつあることがわかった。一方で、対象校、評価担当者双方から機構の行う現行の認証評価に対する意見・要望も見られたことから、更なる改善の必要性も示唆された。

認証評価の改善については、対象校が評価の経験を重ねることにより、自己評価書作成等の効率化が図られることが期待されるが、機構においても、寄せられた意見等を踏まえて、引き続き、認証評価の趣旨の更なる周知や実施方法等に関する合理化、効率化の取組等について検討していくことが必要であると考えられる。

参　考　資　料

参考資料　目次

１　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】

２　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】

３　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】

４　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】

５　認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】（法科大学院用）

６　認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】（法科大学院用）

※　なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院や個人等が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

平成23年度及び平成24年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】

【法科大学院】

1. 基準及び解釈指針について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の質を保証するために適切であった	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の改善を促進するために適切であった	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	4	1	0	0	10	4.40	0
		50%	40%	10%	0%	0%	100%		

【2：ある 1：ない】

		2	1	計	平均	未回答
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	8	10	1.20	0
		20%	80%	100%		
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	8	10	1.20	0
		20%	80%	100%		

2. 評価の方法及び内容について

（1）自己評価について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)-	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	1	2	6	1	0	10	3.30	0
		10%	20%	60%	10%	0%	100%		

【2：迷った 1：迷っていない】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	2	8	10	1.20	0
		20%	80%	100%		

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)-	④ 対象校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	1	6	3	0	0	10	3.80	0
		10%	60%	30%	0%	0%	100%		
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	2	5	2	1	0	10	3.80	0
		20%	50%	20%	10%	0%	100%		
機関2-(1)-	⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		

【2：参考にした 1：参考にしなかった】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)-	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	5	5	10	1.50	0
		50%	50%	100%		

（2）訪問調査等について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(2)-	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	2	6	2	0	0	10	4.00	0
		20%	60%	20%	0%	0%	100%		
機関2-(2)-	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	2	5	2	1	0	10	3.80	0
		20%	50%	20%	10%	0%	100%		
機関2-(2)-	③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
機関2-(2)-	④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談を設けたことは適切であった	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関2-(2)-	⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）の方法は適切であった	2	7	0	1	0	10	4.00	0
		20%	70%	0%	10%	0%	100%		
機関2-(2)-	⑥ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）に係る時間配分は適切であった	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関2-(2)-	⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	5	2	3	0	0	10	4.20	0
		50%	20%	30%	0%	0%	100%		

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(2)-	⑧ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	5	2	3	0	0	10	4.20	0
		50%	20%	30%	0%	0%	100%		
機関2-(2)-	⑨ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	5	4	1	0	0	10	4.40	0
		50%	40%	10%	0%	0%	100%		

（3）意見の申立てについて

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(3)-	① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	2	5	3	0	0	10	3.90	0
		20%	50%	30%	0%	0%	100%		
機関2-(3)-	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	3	5	2	0	0	10	4.10	0
		30%	50%	20%	0%	0%	100%		
機関2-(3)-	③ 対象校からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	0	0	0	0	0	－	0
		－	－	－	－	－	－		

3．評価の作業量、スケジュール等について

（1）評価に費やした作業量について

【5：とても大きい～3：適当～1：とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(1)-	① 自己評価書の作成	6	4	0	0	0	10	4.60	0
		60%	40%	0%	0%	0%	100%		
機関3-(1)-	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5	3	2	0	0	10	4.30	0
		50%	30%	20%	0%	0%	100%		
機関3-(1)-	③ 訪問調査のための事前準備	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		
機関3-(1)-	④ 訪問調査当日の対応	1	5	3	1	0	10	3.60	0
		10%	50%	30%	10%	0%	100%		
機関3-(1)-	⑤ 意見の申立て	0	0	3	2	1	6	2.33	0
		0%	0%	50%	33%	17%	100%		

（2）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5：とても長い～3：適当～1：とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(2)-	① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	0	1	4	4	1	10	2.50	0
		0%	10%	40%	40%	10%	100%		
機関3-(2)-	② 訪問調査のための事前準備	0	1	7	1	1	10	2.80	0
		0%	10%	70%	10%	10%	100%		
機関3-(2)-	③ 訪問調査当日の対応	0	1	9	0	0	10	3.10	0
		0%	10%	90%	0%	0%	100%		
機関3-(2)-	④ 意見の申立て	0	0	6	0	0	6	3.00	0
		0%	0%	100%	0%	0%	100%		

（3）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(3)-	① 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関3-(3)-	② 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関3-(3)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	3	6	0	0	10	3.50	0
		10%	30%	60%	0%	0%	100%		

（4）評価のスケジュールについて

【2：適当　1：適当でない】

		2	1	計	平均	未回答
機関3-(4)-	① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった	10	0	10	2.00	0
		100%	0%	100%		
機関3-(4)-	② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった	8	2	10	1.80	0
		80%	20%	100%		

4. 説明会・研修会等について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関4−	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		
機関4−	② 説明会の内容は理解しやすかった	3	3	4	0	0	10	3.90	0
		30%	30%	40%	0%	0%	100%		
機関4−	③ 説明会の内容は役立った	3	3	4	0	0	10	3.90	0
		30%	30%	40%	0%	0%	100%		
機関4−	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		
機関4−	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		
機関4−	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	3	3	4	0	0	10	3.90	0
		30%	30%	40%	0%	0%	100%		
機関4−	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	4	5	1	0	0	10	4.30	0
		40%	50%	10%	0%	0%	100%		
機関4−	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	1	0	0	0	0	1	5.00	0
		100%	0%	0%	0%	0%	100%		
機関4−	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	5	2	3	0	0	10	4.20	0
		50%	20%	30%	0%	0%	100%		

5. 評価結果(評価報告書)について

(1)評価報告書の内容等について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5−(1)-	① 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	3	5	2	0	0	10	4.10	0
		30%	50%	20%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	② 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の改善に役立つものであった	2	6	2	0	0	10	4.00	0
		20%	60%	20%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	③ 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった	2	5	3	0	0	10	3.90	0
		20%	50%	30%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	④ 評価報告書の内容は、対象校の目的に照らし適切なものであった	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	⑤ 評価報告書の内容は、対象校の実態に即したものであった	3	5	2	0	0	10	4.10	0
		30%	50%	20%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	⑥ 評価報告書の内容は、対象校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	3	4	3	0	0	10	4.00	0
		30%	40%	30%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
機関5−(1)-	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		

(2)自己評価書及び評価報告書の公表について

【2：している　1：していない】

		2	1	計	平均	未回答
機関5−(2)-	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	8	2	10	1.80	0
		80%	20%	100%		
機関5−(2)-	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	8	2	10	1.80	0
		80%	20%	100%		

(3)評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5−(3)-	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	1	1	1	1	4	2.50	6
		0%	25%	25%	25%	25%	100%		

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

（1）自己評価を行ったことによる効果・影響について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(1)-	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができた	4	6	0	0	0	10	4.40	0
		40%	60%	0%	0%	0%	100%		
機関6-(1)-	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができた	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関6-(1)-	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	2	4	3	1	0	10	3.70	0
		20%	40%	30%	10%	0%	100%		
機関6-(1)-	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	2	4	3	1	0	10	3.70	0
		20%	40%	30%	10%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進した	2	6	1	1	0	10	3.90	0
		20%	60%	10%	10%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立った	2	1	7	0	0	10	3.50	0
		20%	10%	70%	0%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進した	2	2	6	0	0	10	3.60	0
		20%	20%	60%	0%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑧ 対象校の個性的な取組を促進した	2	4	3	1	0	10	3.70	0
		20%	40%	30%	10%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	2	3	4	1	0	10	3.60	0
		20%	30%	40%	10%	0%	100%		
機関6-(1)-	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	2	6	2	0	0	10	4.00	0
		20%	60%	20%	0%	0%	100%		

（2）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(2)-	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができる	3	6	1	0	0	10	4.20	0
		30%	60%	10%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができる	2	7	1	0	0	10	4.10	0
		20%	70%	10%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	3	5	1	1	0	10	4.00	0
		30%	50%	10%	10%	0%	100%		
機関6-(2)-	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	2	4	3	1	0	10	3.70	0
		20%	40%	30%	10%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進する	3	5	1	1	0	10	4.00	0
		30%	50%	10%	10%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立つ	2	3	5	0	0	10	3.70	0
		20%	30%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進する	2	2	6	0	0	10	3.60	0
		20%	20%	60%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑧ 対象校の個性的な取組を促進する	2	4	3	1	0	10	3.70	0
		20%	40%	30%	10%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	3	2	4	1	0	10	3.70	0
		30%	20%	40%	10%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	2	6	2	0	0	10	4.00	0
		20%	60%	20%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑫ 対象校の教育活動等の質が保証される	2	6	2	0	0	10	4.00	0
		20%	60%	20%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑬ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	2	4	4	0	0	10	3.80	0
		20%	40%	40%	0%	0%	100%		
機関6-(2)-	⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	3	5	2	0	0	10	4.10	0
		30%	50%	20%	0%	0%	100%		

7．評価結果の活用について

（1）今回の評価（機構の評価結果だけでなく、対象校における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）について

（省略）

（2）今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定について（複数回答可）

1　対象校の広報誌に評価結果を掲載する。
2　対象校のウェブサイトで評価結果を公表する。
3　資金獲得のための申請書に記載する。
4　学生募集の際に用いる。
5　その他（具体的に）

1	2	3	4
4	10	1	6

9．前回の認証評価を受審したことによる効果・影響について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関9－	①　前回の認証評価の受審により、対象校の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	2	3	4	0	1	10	3.50	0
		20%	30%	40%	0%	10%	100%		
機関9－	②　前回の認証評価の受審により、対象校の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	2	4	3	0	1	10	3.60	0
		20%	40%	30%	0%	10%	100%		
機関9－	③　前回の認証評価の受審により、対象校の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	1	0	8	0	1	10	3.00	0
		10%	0%	80%	0%	10%	100%		

10．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関10－	①　基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	1	9	0	0	0	10	4.10	0
		10%	90%	0%	0%	0%	100%		
機関10－	②　基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	1	8	1	0	0	10	4.00	0
		10%	80%	10%	0%	0%	100%		
機関10－	③　訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	1	6	3	0	0	10	3.80	0
		10%	60%	30%	0%	0%	100%		
機関10－	④　評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	0	2	7	1	0	10	3.10	0
		0%	20%	70%	10%	0%	100%		
機関10－	⑤　評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	1	2	6	1	0	10	3.30	0
		10%	20%	60%	10%	0%	100%		
機関10－	⑥　説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	1	2	5	0	0	8	3.50	0
		13%	25%	63%	0%	0%	100%		
機関10－	⑦　評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	1	6	3	0	0	10	3.80	0
		10%	60%	30%	0%	0%	100%		
機関10－	⑧　対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	1	1	8	0	0	10	3.30	0
		10%	10%	80%	0%	0%	100%		
機関10－	⑨　評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	0	0	7	0	1	8	2.75	0
		0%	0%	88%	0%	13%	100%		
機関10－	⑩　自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	1	4	5	0	0	10	3.60	0
		10%	40%	50%	0%	0%	100%		
機関10－	⑪　機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	1	4	5	0	0	10	3.60	0
		10%	40%	50%	0%	0%	100%		

平成23年度及び平成24年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】

【法科大学院】

1．基準及び解釈指針について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評1−	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	2	28	5	1	0	36	3.86	0
		6%	78%	14%	3%	0%	100%		
評1−	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	32	2	1	0	36	3.92	0
		3%	89%	6%	3%	0%	100%		
評1−	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1	24	8	3	0	36	3.64	0
		3%	67%	22%	8%	0%	100%		
評1−	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	4	29	2	1	0	36	4	0
		11%	81%	6%	3%	0%	100%		

【2：ある　1：ない】

		2	1	計	平均	未回答
評1−	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	17	18	35	1.49	1
		49%	51%	100%		
評1−	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	5	29	34	1.15	2
		15%	85%	100%		

2．評価の方法及び内容・結果について

（1）自己評価書について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2−(1)−	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	2	11	17	5	1	36	3.22	0
		6%	31%	47%	14%	3%	100%		
評2−(1)−	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	1	13	19	3	0	36	3.33	0
		3%	36%	53%	8%	0%	100%		
評2−(1)−	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	12	17	6	0	35	3.17	1
		0%	34%	49%	17%	0%	100%		

（2）書面調査について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2−(2)−	① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	3	19	12	2	0	36	3.64	0
		8%	53%	33%	6%	0%	100%		
評2−(2)−	② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	2	1	19	10	3	35	2.69	1
		6%	3%	54%	29%	9%	100%		

（3）訪問調査について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2−(3)−	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	2	19	9	0	0	30	3.77	0
		7%	63%	30%	0%	0%	100%		
評2−(3)−	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	5	21	1	3	0	30	3.93	0
		17%	70%	3%	10%	0%	100%		
評2−(3)−	③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった	16	13	1	0	1	31	4.39	0
		52%	42%	3%	0%	3%	100%		
評2−(3)−	④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった	5	22	1	2	0	30	4	0
		17%	73%	3%	7%	0%	100%		
評2−(3)−	⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった	3	19	6	2	0	30	3.77	0
		10%	63%	20%	7%	0%	100%		
評2−(3)−	⑥ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	2	23	5	0	0	30	3.9	0
		7%	77%	17%	0%	0%	100%		

評2-(3)-	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった	6	22	1	1	0	30	4.1	0
		20%	73%	3%	3%	0%	100%		
評2-(3)-	⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	19	11	0	0	0	30	4.63	0
		63%	37%	0%	0%	0%	100%		

（4）評価結果について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(4)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	8	24	4	0	0	36	4.11	0
		22%	67%	11%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	② 第1章から第11章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	7	25	4	0	0	36	4.08	0
		19%	69%	11%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	5	22	8	1	0	36	3.86	0
		14%	61%	22%	3%	0%	100%		
評2-(4)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	10	19	7	0	0	36	4.08	0
		28%	53%	19%	0%	0%	100%		

3．研修について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	2	23	9	0	0	34	3.79	0
		6%	68%	26%	0%	0%	100%		
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	2	20	11	0	0	33	3.73	0
		6%	61%	33%	0%	0%	100%		
評3-	③ 研修の内容は役立った	3	18	11	1	0	33	3.7	0
		9%	55%	33%	3%	0%	100%		
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	3	17	11	2	0	33	3.64	0
		9%	52%	33%	6%	0%	100%		
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	2	16	10	5	0	33	3.45	0
		6%	48%	30%	15%	0%	100%		

4．評価の作業量、スケジュール等について

（1）評価に費やした作業量について

【5：とても大きい～3：適当～1：とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	8	19	8	1	0	36	3.94	0
		22%	53%	22%	3%	0%	100%		
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	12	15	1	1	30	3.37	0
		3%	40%	50%	3%	3%	100%		
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	0	12	17	2	0	31	3.32	2
		0%	39%	55%	6%	0%	100%		

（2）機構が設定して作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5：とても長い～3：適当～1：とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(2)-	① 自己評価書の書面調査	0	5	23	7	1	36	2.89	0
		0%	14%	64%	19%	3%	100%		
評4-(2)-	② 訪問調査への参加	2	2	26	0	0	30	3.2	0
		7%	7%	87%	0%	0%	100%		
評4-(2)-	③ 評価報告書原案の作成	1	1	27	2	0	31	3.03	2
		3%	3%	87%	6%	0%	100%		

（3）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(3)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	20	13	2	0	36	3.56	0
		3%	56%	36%	6%	0%	100%		
評4-(3)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	1	21	12	2	0	36	3.58	0
		3%	58%	33%	6%	0%	100%		
評4-(3)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	16	16	3	0	36	3.42	0
		3%	44%	44%	8%	0%	100%		

（4）評価作業にかかった時間数について

H23+24

		計	平均		1校当たりの平均		未回答
評4-(4)-	① 自己評価書の書面調査	**33**	**21.3**	**時間**	**12.7**	**時間/1校**	**3**
評4-(4)-	② 訪問調査の準備	**29**	**6.2**	**時間**	**3.8**	**時間/1校**	**2**
評4-(4)-	③ 評価結果（原案）の作成	**27**	**6.0**	**時間**	**4.2**	**時間/1校**	**5**

5. 評価部会等の運営について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	**6**	**26**	**3**	**1**	**0**	**36**	**4.03**	**0**
		17%	**72%**	**8%**	**3%**	**0%**	**100%**		
評5-	② 部会運営は円滑であった	**13**	**21**	**2**	**0**	**0**	**36**	**4.31**	**0**
		36%	**58%**	**6%**	**0%**	**0%**	**100%**		

6. 評価全般について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	**2**	**20**	**11**	**3**	**0**	**36**	**3.58**	**0**
		6%	**56%**	**31%**	**8%**	**0%**	**100%**		
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	**2**	**24**	**6**	**4**	**0**	**36**	**3.67**	**0**
		6%	**67%**	**17%**	**11%**	**0%**	**100%**		
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	**1**	**14**	**15**	**6**	**0**	**36**	**3.28**	**0**
		3%	**39%**	**42%**	**17%**	**0%**	**100%**		
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	**7**	**14**	**13**	**1**	**0**	**35**	**3.77**	**1**
		20%	**40%**	**37%**	**3%**	**0%**	**100%**		
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	**5**	**18**	**7**	**4**	**0**	**34**	**3.71**	**1**
		15%	**53%**	**21%**	**12%**	**0%**	**100%**		
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	**12**	**18**	**4**	**2**	**0**	**36**	**4.11**	**0**
		33%	**50%**	**11%**	**6%**	**0%**	**100%**		

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評7-	① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	**0**	**9**	**20**	**1**	**0**	**30**	**3.27**	**5**
		0%	**30%**	**67%**	**3%**	**0%**	**100%**		
評7-	② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	**0**	**8**	**23**	**0**	**0**	**31**	**3.26**	**4**
		0%	**26%**	**74%**	**0%**	**0%**	**100%**		
評7-	③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	**0**	**3**	**25**	**1**	**0**	**29**	**3.07**	**6**
		0%	**10%**	**86%**	**3%**	**0%**	**100%**		

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

１．基準及び解釈指針について

⑤自己評価しにくかった基準又は解釈指針について

（第１章 教育の理念及び目標）

・ 基準１－１－１

評価項目が抽象的であること及び法科大学院の制度的特質による司法試験合格者以外の進路状況の把握が困難であることから、具体的データを踏まえて評価をすることが困難であった。

（第８章 教員組織）

・ 基準８－２－１

「教育上主要な科目」の概念及び性質が不明確である。必修科目より広い概念であるかのようであるが、これについては原則として専任教員を置くこととされ、必修科目については７割以上が専任教員とすると、「原則として」の意味が不明である。また、この主要な科目については何らかの機関決定をしていることが求められたが、「教育上主要な科目」は法令（設置基準を含む）の概念ではない。この概念を評価基準として用いるのであれば、第１章又は第２章で各法科大学院における「教育上主要な科目」の位置付けを明確にし、その設定状況をみるべきではなかったか。

（その他）

・ 基準２－１－１、３－２－１及び４－１－１に係る「法科大学院共通的到達目標モデル」への対応状況を、どのような視点から評価すべきかは、説明会における説明によっても、必ずしも十分に明確ではなかった。

⑥重複する基準又は解釈指針について

（その他）

・ 基準５－１－１で、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていることと、基準11－１－１で、自己点検及び評価のための体制と一部重複するようであり、後者がより制度的、高度のものを指すとはいえ、下部の組織としては、重複する可能性があるように思われた。
・ 「Ⅱ目的」と「１－１－１」中の理念・目的の設定
・ 「２－１－１」と「２－１」の他の基準
・ 「２－１－２」と「２－１」の他の基準

○基準及び解釈指針についての意見、感想など

・ 「第２章　教育内容」と「第３章　教育方法」とは、論理的には截然と区分できる概念であるが、

個別科目に関する基準２－１－５から２－１－８までと基準３－２－１とは、相互に関連させて工夫している点もあるため、書き分けに困難を感じることもあった。

- 今回の認証評価において、民事法基礎ゼミにつき、指摘を受けた。現在、その趣旨に則った是正及び改善を準備しているところであるが、５年前の認証評価では、同科目は全く同じ内容、同じ開講形態であったにもかかわらず、全く何の指摘も受けていなかった。

  時の経過とともに、基準や解釈指針の運用が変化するのはやむを得ないように思うが、特に弁護士会が主体となって開講していただいている科目の場合、当方としても先方に対する説明に窮するところがあり、また状況をご理解いただき、実際に開講形態を変えるには時間を要する。今後、年次報告書を作成することになるが、その際には、このような経緯にもご配慮いただきたい。

- 基準３－２－１（２）について

  本研究科においても各年度の開始日前にシラバスを学生に示しているが、それらは授業の進行状況、学生の理解状況等によって変更せざるを得ない場合もあろう。また第１学期の授業や成績状況を踏まえて、第２学期の授業計画・授業方法等を変更することが必要な場合もある。そのような可変性が認められるべきことを解釈指針又はＱ＆Ａで明示しておくべきではないか。

- 【基準２－１－４】について

  「必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ」ということの意味がわかりにくい。どのような分類が行われていれば「適切」なのかを例示してもらえるとよい。

- 【基準８－１－２】について

  （２）と（３）の区別がわかりにくい。

  「高度の教育上の指導能力がある」といえるためには、どのような実績があればいいのか、例示してもらえるとよい。

- 【基準８－２－２】について

  「当該科目を適切に指導できる」といえるためには、どのような実績があればいいのか、例示してもらえるとよい。

- 【基準８－２－３】について

  「Ｑ＆Ａ」に説明があったが、「教育上主要と認められる授業科目」の内容をもう少し明確に示してもらえるとよい。

- 【基準８－３－３】について

  教員を補助する職員が「必要な資質及び能力を有する」といえるためには、どのような職員であることが必要なのか、明確にしてもらえるとよい。

- 基準が明確な点は有り難いのですが、少し基準が細かいような気がします。

２．評価の方法及び内容について

（１）自己評価について

③自己評価書に添付する資料で迷った点について

・　一般論として、どこまで詳細な資料が要求されているかについて迷うところがあった。

・　別添資料として要求された資料は特に迷わなかった。しかしながら、本文に記載する資料等に関して、その量から本文記載とすべきか、別添資料とすべきかについて判断に迷うところがあった。これらの資料に関しては、後ほど追加資料として提出を求められたが、他方で、評価委員からは「できるだけ評価書本文に記載してほしい」との指摘もあった。

○自己評価についての意見、感想など

・　文字数制限があるため、文章による説明を簡略化し、あとは「資料をして語らしめる」ことにせざるを得ないことがあった。

・　基本的には、初回の認証評価（平成 19 年度）における自己評価書を参考にして、今回の自己評価書を作成した。これが最も効率的な方法であると考えるが、それでも教員及び事務方の作業量は膨大なものであった。

・　自己評価作業は、授業や学生対応を含め、結局法科大学院専任の教員・職員の日常的業務に付加して行われることをご理解いただき、認証評価が法科大学院の教育・運営に支障を及ぼし、学生の勉学を妨げ、ひいては法科大学院教育の水準に低下を来すという本末転倒の事態を避けるよう、真に必要な要点を明確に示すような工夫がなされるように希望します。

（２）訪問調査等について

②訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容の適切でなかった点について

・　大学附属図書館や法学資料室の視察が希望された。当方は、法科大学院学生の学習実態にそぐわない施設をご覧いただくために、いたずらに長距離を移動して時間と労力をかける不合理を申し述べたが、結局対象に含められた。にもかかわらず、評価員からは、これらは法科大学院生はあまり利用しないのではないかといった問いがなされた。

⑤訪問調査の実施内容として、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかについて

・　当日になって、面談対象者が増え、たまたま在室だったので、可能であったが、連絡がとれない事態もありうるので、対象者は事前に確定しておいていただきたい。

○訪問調査等についての意見、感想など

・　自己評価書については、大変に丁寧に見ていただいたと感じている。

　また、訪問調査においては、２日という短い時間のなかで、非常に効率的に最大限の調査をしていただいた。時間的な問題から、評価の重点は、やはり形式的な面に置かれていたように思うが、この点は致し方ないように感じている。

・　訪問調査時の下準備が大変である。面談の調整などは不可欠と思うが、コピー、プリンター等の機器の準備は、日常業務中であり、数に余裕があるわけでもないので、もう少し軽減していただきたい。

３．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量について

○評価に費やした作業量についての意見、感想など

（具体的にどのような作業において作業量が大きかったかについて）

・　改訂された評価基準による認証評価を初めて受審する法科大学院であることから、改訂評価基準を正しく理解し、それに則った自己評価を行うことができるよう、意を用いた。

・　自己評価書についていうなら、その作成はもとより、どのような資料を付けるかも考えねばならず、そして、さらにその資料を実際に作成するなど、膨大な労力を要した（特に事務方の負担は看過しえないレベルに達していた)。

　また「訪問調査時の確認事項」への対応についても、資料作成をはじめ、かなり大変であった。訪問調査のための事前準備については、特に面談につき、スケジュール調整等、煩雑な作業が多かった。

・　①執筆の分担作業。大部のものであることから、多数人が分担することになり、分担執筆の範囲、分量などの割り振りに、かなりの調整を必要とした。実際の執筆に際しても、基準、解釈指針にあわせ、かつ資料を探しながら執筆するのは、講義期間中でもあり、かなりの負担であった。

　②自己評価書の体裁等の統一、指定記載要領への調整。

　③訪問調査・事前準備への対応には、個別の質問事項への対応、執筆者との調整が必要であり、また、資料の必要なものについては、その検索、調査を必要とした。ただちには出てこないものや、複数の資料を組み合わせなければならないものもあった。

・　裏付けとなる資料の作成、データの精査及び文書の作成を分担して行うため、その相互調整の作業において作業量が大きかった。

・　適切に自己評価を行うため、研究科としての自己評価だけでなく、研究科における自己評価を踏まえ、大学としても評価を行っていることから、多大な時間を要するとともに、作業量も膨大になる。

・　自己評価書を作成すること自体が自己点検・反省・改善の契機となるので、意義のあることではあるのですが、その作業量はかなり大きいものがあります。

　そして、訪問調査前に、事務局から頻繁に質問や準備の要請がありましたが、これに対する対応も、事務局職員の負担も含めてかなり大きなものがありました。もっとも、このように事前にかなり細かいことまで仰っていただけたので、的確な準備と対応ができたという面もありますので、それは有り難いことでもありました。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○機構が設定した作業期間についての意見、感想など

（具体的にどのような作業において作業期間が長かったかについて）

・　「訪問調査時の確認事項」については、締切が短期間である一方、こちらは授業等を担当しており、非常にきつかった。

なお、訪問調査のための事前準備もタイトな日程であった。ただし、これは本法科大学院の訪問調査が一番はじめにされたためかもしれない。いずれにせよ、もう１か月くらい遅くしていただけるなら、作業がかなり楽になるように感じた。

・　①(「訪問調査時の確認事項」への対応)については、もう少し時間的余裕が必要であると感じた。

・　成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われているかの確認のために提出を求められた試験問題等の追加資料について、該当科目の通知が行われてからの準備期間が非常に短く、かつ依頼時期が夏期休暇期間に重なっており、連絡がつかない教員がいた場合、期限内に資料を提出できない可能性があるため、時期及び準備期間を再考願いたい。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

・　認証評価がされなかったとしても、本法科大学院は、法科大学院の理念に基づき、教育活動の質の保証及び改善に取り組むのであるから、その意味では「評価に費やした労力」は、率直に言って「無駄」であるように思う。これだけの労力があるなら、それは教育そのものに費やすべきだと考える。

とはいえ、法科大学院制度をめぐる昨今の状況に鑑みるなら、法科大学院の活動を社会に対してビジブルな形で示すためには、一定程度の労力を割くことはやむを得ないように思う。そのような観点から、誠実に、そして、最大限の労力を費やして、認証評価に臨んだ。

・　評価項目はおおむね性悪説に立っているが、評価作業がもう少し簡素な方が、法科大学院の教育活動等の質の保証を高めるものと思われる。作業の担当者は、それぞれ日常の作業や講義を行っており、評価作業が本業というわけではない。

・　評価作業に要した労力は、非常に有意義なものであったことは間違いないのですが、反面、かなりの負担であったことも事実です。それが見合うものであったか否かは、大変評価の難しい問題であると思います。必要なことではあるが、もう少し労力が少なくてすむのであれば、有り難いというのが、率直な感想です。

（４）評価のスケジュールについて

○評価のスケジュールについての意見、感想など

・　自己評価書の提出時期については、評価委員の先生方のスケジュールを考えると、この時期でやむを得ないのではないかと思う。

他方、訪問調査の実施時期については、10 月下旬か 12 月上旬かで、こちらに与えられる時間的

余裕が随分異なるように思う。今回、早い時期に訪問調査を受けた法科大学院については、次回の認証評価では訪問調査を遅い時期に設定するなど、公平で平等な措置を講じていただきたい。

・　訪問調査が、10 月 25 日、26 日であり、11 月 17 日の本法科大学院の二次試験の準備時期とかなり重なることから、事務作業が集中した。入試は当日だけではなく、問題の作成、調整、印刷、会場の設営、採点のための準備などを要し、また、既に 10 月中旬から、１次選抜のための応募書類の処理、合格者の決定などの作業があり、事務的には非常にきびしい状況であった。もう１か月ほど早いことが望ましい。

４．説明会・研修会等について

○説明会・研修会等についての意見、感想など

・　個別の質問につき、説明会終了後、別途場所を設定して、丁寧な説明の機会を設けてもらえたのは、大変良かった。

・　説明者によっては、説明がわかりづらかった。

・　冊子について、

①　「自己評価実施要項」

②　「法科大学院評価基準要項」

③　「自己評価の方法等について－基準ごとの分析－」

の各冊子において、内容が重複している部分があり、また、同一基準の分析の際に複数の冊子を比較参照（Ｑ＆Ａ含む）する必要があるので、極力１冊に集約願いたい。

・　配付資料は非常にわかりやすい作りとなっている。ただし一点のみ、自己評価書の公表に関する記述について、例えば「自己評価実施要項」の p. ９、11、19 などに「現況及び特徴」と「目的」は「原文のまま掲載される」との表記があるが、自己評価書自体が原文のままホームページ等で公表されるか否かの記載が無い。理解の仕方によっては、現況と目的のみは原文のままであるが、それ以外の箇所は公表時に表記を除去することなどが可能と受け取れるため、表記の修正を希望する。

５．評価結果（評価報告書）について

（１）評価報告書の内容等について

○評価結果（評価報告書）についての意見、感想など

・　（２）（自己評価書及び評価報告書の公表）については、現時点では、ウェブサイトにアップしていないため、「１」としたが、後日、アップする予定である。

　また、（３）（マスメディア等から適切な報道がなされた）について「１」としたのは、そもそもそのような報道はされていないように思われたからである。

・　予想以上に高い評価をいただき、大変うれしく思っております。特に、これまで頑張って努力してきた点が「優れた点」として評価されますと、今後の励みにもなります。

【対象校】

６．評価を受けたことによる効果・影響について

（１）自己評価を行ったことによる効果・影響について

○自己評価を行ったことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

・　教育活動等について全般的に把握することに役立ったが、その間に多大な精力を注いだことから、実際の教育活動等の遂行を妨げることもあった。たとえば、面談時間にあわせるために、授業を休講にしたほか、ゼミナールの時間をずらしたり、日にちを変更したことなどである。

　学生は、授業後の質問時間を奪われた。

・　平成 24 年度に将来構想委員会においてカリキュラム改訂の検討を行い、平成 25 年度新入生よりそれを実施することとしたが、その際、自己評価において見出した問題点を解決することも併せて検討した。

・　本研究科の教員全体で自己点検・評価活動を行うことで、組織的な教育連携の重要性を認識し、教育改善に大きく役立った。

（２）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

○機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

・　⑮（他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする）は、平成 24 年度における評価が終了し、その結果が公表された後に、他法科大学院の取組を参考にしたいと考えていることを述べたものである。

・　（１）と（２）に共通することだが教育活動の改善や教員の意識改革等は、日々の教育実践や情報の共有によって図られるべき事柄であって、５年に１度しかされない認証評価の目的とされるべき事項ではないように思う（そのため、「２」とした）。

・　第三者的立場から客観的基準に則してなされる評価は、改善を要する部分を認識させてくれる。「人間ドック」ならぬ「ロースクール・ドック」である。今回の受審を通じて認識したいくつかの点について教員に対応を徹底し、また、制度を明確にするなどして、よりよい形で平成 25 年度を迎えることができたのは幸いであった。

７．評価結果の活用について

①今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（又は実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【５：非常に参考になった～３：参考になった～１：あまり参考にならなかった】

（基準２）「教育内容」

・【課題】　【基準２－１－３】一部の授業科目について、科目区分が適切でない（重複している）。

【変更・改善】　担当教員との調整等を経て、今年度から教育内容を変更するなど、是正を図った。

（改善済）【５】

・【課題】　【基準２－１－６】平成22年度において、裁判官倫理をすべての学生に対して指導することができていなかった。

【変更・改善】　平成24年度から、裁判官経験者を必修科目「法曹倫理」担当の非常勤講師として任用し、裁判官倫理について適切な指導を行うことができる体制を整えた。【５】

・【課題】　【基準２－１－３】法律実務基礎科目の２科目について教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっている。また、同科目が隔年開講となっているため受講者の受講機会確保に支障がある。

【変更・改善】　指摘事項を授業担当者に通知し、平成25年度授業においては、指摘の趣旨を踏まえて改善をするように依頼した。また、隔年開講は維持するものの、履修年次指定を緩和して、実質的に受講機会を確保した。【５】

・【課題】　【基準２－１－６】法情報調査の欠席学生に対しても適切な指導がされることが望ましい。

【変更・改善】　平成25年度の法情報調査の授業はＤＶＤに撮影して、当日欠席した学生には、後日貸し出しをするようにした。【５】

・【課題】　【基準２－１－３】一部の展開・先端科目の教育内容に法律基本科目の内容との部分的な重複がある。

【変更・改善】　今回の認証評価において指摘を受けた会社法に関する科目について、平成25年度カリキュラムより科目名を変更するとともに、その内容についても展開・先端科目として相応しいものとする改善を行った。【４】

・【課題】　【第２章】基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に配置されている一部の科目の適合性の問題、「民法Ⅳ」の必修化。

【変更・改善】　カリキュラム検討委員会を設置して、さらに総合的な観点から検討を開始した。【５】

（基準４）「成績評価及び修了認定」

・【課題】　【基準４－１－１】学期末試験における出題内容が十分に適切でない科目がある。

【変更・改善】　教育改善委員会が適切な対応を求める教育改善案を作成し、平成24年度４月の教授会に報告し、決定を得る予定である。【５】

・【課題】　【基準４－１－１】成績評価における平常点の評価方法が十分に適切でない科目がある。

【変更・改善】　教育改善委員会が適切な対応を求める教育改善案を作成し、平成24年度４月の教授会に報告し、決定を得る予定である。【５】

・【課題】　【基準４－１－１】成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示す必要がある。

【変更・改善】　平成25年度の学生便覧においては、成績が相対評価である旨を明示した。【３】

・【課題】　【基準４―２―１】基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「金融商品取引法」について、教育内容の多くが展開・先端科目に分類される内容に相当するため、教育内容に合った科目区分とする。

【変更・改善】　教育内容に合った科目区分とするように、展開・先端科目に分類しなおした。【４】

・【課題】　【基準４―１―１】成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、出席のみをもって加点要素としているように読めるシラバスがあった。

【変更・改善】　そもそも、出席のみで加点することはしていないが、出席のみで加点になるとの誤解を招かないようにシラバスの書き方について注意するように教員全員に周知した。【３】

・【課題】　【基準４－３－１】法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。

【変更・改善】　法学既修者の認定方法について検討し、平成 25 年４月入学者に係る募集要項記載内容の変更を行うとともに、履修免除科目の見直し行い、平成 26 年度に入学する学生から適用することとした。【４】

・【課題】　【留意すべき点】一律な成績評価にならないよう、少人数であることに留意しつつ、成績評価の在り方を含めたさらなる検討･改善を図り、全教員に周知徹底するよう努めること。

【変更・改善】　全教員に再確認の通知を行った。【４】

・【課題】　【基準４－１－１】 評価の尺度が共有されていない。

【変更・改善】　成績評価基準を作成するとともに、教授会を通して共有化を図った。(改善済)【５】

・【課題】　【基準４－１－１】 一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の割合が不明確なもの、あらかじめ学生に授業計画が周知されていないものがあった。

【変更・改善】　シラバスについては、今後教務委員会で恒常的にチェックを行う。(改善済)【５】

・【課題】　【基準４－１－１】成績評価に係る学生からの異議申立のスケジュールが適切でない。

【変更・改善】　既存の申し合わせを見直すとともに、新たに学生便覧へフロー図を掲載する等、学生への周知を図った。(改善済)【５】

・【課題】　【基準４－１－１】平常点の在り方に関する認識が教員間で共有されていない。考慮要素の割合が示されていない科目がある。

【変更・改善】　若干曖昧であった表記方法について、平成 25 年度シラバスにおいては、より明確にしたうえで、指摘の趣旨を踏まえて対応するよう依頼し、その内容を再度チェックするようにした。【５】

・【課題】　【基準４－１－１】成績評価における考慮要素について、出席のみをもって加点要素としている科目がある。

【変更・改善】　シラバスの寄稿依頼時に出席状況は平常点の一環として考慮するよう各教員に依頼するとともに、シラバスへの表記方法についても改善を行った。【４】

・【課題】　【基準４－１－２】留年に伴う再履修科目の成績の取扱いが厳格な成績評価の観点で適正といえない。

【変更・改善】　評価結果を受け、自己点検・評価委員会及び教授会にて問題提起がなされ、教務委員会で適正な運用方法について、改めて議論を行うことが決定している。【４】

・【課題】　【基準４－２－１】法学既修者入試に合格した者の履修が免除される単位数について明記された規程が無い。

【変更・改善】　平成 25 年度の学則改正にて、単位数等の明記を行った。【５】

・【課題】　【第４章】成績評価の方法を明文化する必要がある。

【変更・改善】　文書化した「指針」を教授会で決定し、非常勤の教員に対しても配付した。【５】

（基準７）「学生の支援体制」

・【課題】　【基準７－１－１】アドバイス教員制度による指導・助言

【変更・改善】　アドバイス教員制度の実績の高評価を踏まえ、同制度の更なる充実を図ることとした。【５】

・【課題】　【基準７－１－１】正課外における学習指導

【変更・改善】　正課における学習成果の向上を図るとともに、正課外において、過度な補修指導とならないよう対策を講じることとした。【５】

（基準８）「教員組織」

・【課題】　【基準８－３－１】 一部の教員の授業負担について、適正な範囲内にとどめられていない。

【変更・改善】　教員組織の見直しを行った（平成 25 年度から）【４】

・【課題】　【第８章】担当教員の科目適合性が認められなかった科目について、適切な教員を配置する必要がある。

【変更・改善】　今年度から、他大学の非常勤教員を招聘し、改善した。【５】

（基準 11）「自己点検及び評価等」

・【課題】　【基準 11－２－１】社会に対する情報提供が必ずしも十分でない点がある。

【変更・改善】　社会が必要とするより幅広い情報を提供できるよう、ウェブサイト及び大学院案内パンフレットの改訂作業を進めている。【５】

・【課題】　【基準 11―２―２】試験答案の保管に不備があった。評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制を確保する必要がある。

【変更・改善】　評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制を確保するように体制を改めた。【４】

・【課題】　【基準 11－１－２】自己点検及び評価の結果について、外部者による検証の必要性がある。

【変更・改善】　平成 25 年度より教育課程について見直しを行った。本法科大学院の教育について、教育課程等も含め、今後外部者による評価を実施する予定である。【４】

・【課題】　【第 11 章】ウェブサイトで教員情報の適切な公開に努める必要がある。

【変更・改善】　具体的な改善方策について検討を開始した。【５】

８．評価の実施体制について

○評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制（組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等）について

・　法科大学院長のもと、９名の委員からなる法科大学院長点検評価委員会を設置し、自己評価書の作成等を行った。また、担当事務職員が各委員会等の業務を支援した。

・　教授会のもとに評価委員会（常設）を置き、定期的な会議を開いている。
　ただし、認証評価における自己評価にあたっては、作業量が増えるため、研究科長及び学務委員が自己評価書の作成に参加する。
　自己評価書案は教授会に報告し、承認手続をとる。

○評価の実施体制について、対象校が行っている方策・工夫等、その方策・工夫等についてよかった点、悪かった点等、その他感想について

・　前回の認証評価の資料を適宜参照し、作業の効率化を図った。

・　自己点検・評価報告書や自己評価書の作成、評価結果の審議に当たっては、院長や各種委員会の委員長が参加する自己点検・評価委員会（拡大会議）を開催することにより、自己点検・評価や認証評価の結果が各種委員会に確実にフィードバックされる体制を取っている。

・　自己評価書は、全専任教員が執筆を分担して作成するようにした。このことによって、特定の人に作業の負担が集中することのないようにできただけでなく、全専任教員が意識を高めて認証評価に臨み、今後の改善にもつなげていくことができたと思う。

９．前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

①教育活動等の質の保証に関する効果・影響について

・　各授業科目を適切な科目区分に分類し、法科大学院としての適切な教育課程を編成するとともに、成績評価などの教員の日常的業務の中に、評価の視点を導入することができた。

・　教育能力のある教員を新たに確保することができた。

・　前回の認証評価時に「改善を要する点」として指摘された事項について、改善するための方策を講じるとともに、それ以外の事項についても、必要に応じ改良を加え実施することにより、今回の評価結果が得られており、このことから、教育の質を保証することができたと考えている。

・　前回は、幸いにも高い評価をいただいたが、そのことが教員にとって自信となっており、学生とのコミュニケーションを深めつつ、一層効果的な教育が実現できるよう努力するようになっている。

・　授業アンケートにおいても、学生の満足度は総じて高くなっているが、それは、ひとつには、前回の認証評価が原因となっているように思われる。

②教育活動等の改善の促進に関する効果・影響について

・　各授業科目を適切な科目区分に分類し、法科大学院としての適切な教育課程を編成することに意

を用いることができるようになった。

- 組織的活動の重要性から、全体ＦＤ研究会をほぼ毎月開催して、種々の情報を全教員が共有し、よい点を各自の授業に反映することができるようになった。
- 前回の認証評価時に「改善を要する点」として指摘された事項について、改善するための方策を講じるとともに、それ以外の事項についても、評価結果を踏まえ、必要に応じ改良を加え実施することができており、これにより、良い効果・影響があったと考えている。
- 訪問調査後の平成 24 年 12 月に、認証評価委員会を開催し、受審を踏まえての課題を認識するとともに、いくつかの対応を決定できた。
- 訪問調査後に示された『平成 24 年度実施法科大学院認証評価結果（案)』への対応のために、平成 25 年 1 月に、自己点検・評価委員会と認証評価委員会の合同開催をし、指摘事項について、今後どのように改善をしていくべきかの議論をして、具体的な決定をすることができた。
- 評価書に記載された内容を教員が読むことにより、自分たちの組織がどのようにみられているのかを把握することができた。それは、従来から認識していたことの確認である場合もあるが、そうであっても、改めて意識することにより、あるべき方向性をより明確にすることができた。

③教育活動等の社会からの理解と支持に関する効果・影響について

- 平成 19 年度の認証評価で評価基準に適合してないとされたことにより、その後改善を図り平成 21 年度の追評価と併せて適格認定を得たにもかかわらず、社会からの理解と支持を得ることが非常に困難であった。
- 本学の市場における評価は、ひとつには入学試験受験者数に現れるが、受験者数の激減傾向のなかで、それなりの数を維持できているのは、ウェブサイトにアップしている前回の認証評価が一役買っているともいえる。

１０．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

○前頁の項目以外に良くなっていると思う事項について

- 評価基準全体を総合して評価する方式としたこと。
- 平成 19 年度の認証評価では、ある事項につき、1 箇所だけ形式を満たしていないとの理由から「不適合」とされた。法科大学院の発足から間もない時期で、基準や解釈指針についても理解が分かれるなかで、このような評価の在り方には疑問を感じた。究極の目的はより良い法科大学院にしていくことなのであるから、指摘すべき事柄は指摘をし、そして、各法科大学院の改革の状況を丁寧に見ていく、というのが本来の認証評価の姿ではないかと思う。

  他方、今回の認証評価では、若干の指摘事項があったとしても「不適合」とはせず、その後の改革を見極める姿勢に変化しており、この点は非常によくなったと感じている。
- ⑦評価報告書の内容に関連して、留意点や改善点を明確にしていただいたことで、本法科大学院における問題点の把握が容易となり、改善の取組が迅速に行えるようになった。

・　前回は、法務研究財団の認証評価を受けたのですが、これと比べると、評価基準が明確であり、事前や事後の質問に対しても大変親切に具体的かつわかりやすくお答えいただけて、非常に有り難く思いました。

１１．その他

〇認証評価機関として当機構を選んだ理由、実際に評価を受けて期待どおりであったかについて

・　前回も御機構の認証評価を受けていたため。

・　認証評価機関が複数あるので、前回の成果が利用できることが利点であるという意見と、色々な組織の評価を得る方が改善のために参考になるとの意見があった。前者の理由が比較的多数であったが、実際には、作業内容にかなりの変動があり、作業量は、さほど減少しなかった。他方、新たな観点もあり、後者の意見にも合致したように思われる。前回ほどには、法科大学院の独自の特色を出すための努力を否定するような見方がなく、評価方法に改善がみられた。

・　機構は国立大学の状況を丁寧に理解しており、かつ、評価委員に研究者教員が多く含まれているので、今回の評価による問題点の指摘も、大学の状況をよく踏まえたものであり、本研究科にとってもよく理解でき、受け入れやすいものであった。

・　当初は国立大学として一般的に受けると思われたため。
　今回も選択したのは、別の組織を選ぶと、第１回の不適合判定と関係があると思われてしまうことが考えられ、むしろ同じ機構により適合判定を得る努力をするのが適切と考えたため。

・　前回受審時においても機構を選択しているが、その対応に特段の問題点は感じられなかったため、今回も選択した。

・　指摘を踏まえて制度や運用を改善することができた点があり、受審の結果が活用できている。その効果はまだ評価するには早いが、改善が実現できたことは、期待された効果であったと考える。

・　準備は大変でしたが、貴機構の認証評価を受けて非常によかったと思います。

〇その他、当機構の行う評価についての意見等

・　本学から機構事務担当者へ相談した際、適切な助言・回答をいただき感謝している。

・　ご指摘いただいた事項や受審を通じて認識した事項について、組織的に議論を重ね、よりよい教育を提供できるように努力する所存である。その素材を得ることができた今回の受審は、意義あるものであったと思料する。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
（法科大学院）

１．基準及び解釈指針について

⑤評価しにくい基準又は解釈指針について

（第１章）「教育の理念及び目標」

・　第１章からして評価しにくい。「理念及び目標」が明確に示されていても、その実態はどうか。第２章以下を評価した後に、総合評価的に評価することになろう。さすれば、１－１－１では、「設定され、・・・示されて」いれば可となる。また、「達成されていること」も、具体的な評価は難しいと思う。

　科目区分に関しては毎回問題とされる。展開・先端科目といえる内容なのか、法律実務基礎科目に分類すべきではないか、否、シラバスやレジュメを精査すると基礎法学・隣接科目である、といった議論が展開される。私見では、当該法科大学院の分類に任せてよろしいのではないかと考える。

　「望ましい」基準の扱い方について、機構側が若干不明確のように感じる。というより、「望ましい」事項は無数にある筈で、ことさらある事項を取り出すのは不適切である。「望ましい」基準は削除すべき、若しくは、客観的に評価すべき基準を設定すべきと考える。

（第２章）「教育内容」

・　基準２－１－３　科目区分。

・　基準２－６－２（２）でいう「その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目」としてどのような科目が該当するのか。

・　重点基準２－１－６（２）（ア）～（オ）の理解について、評価を受ける側に理解のバラツキが見受けられました。

・　一例をあげれば、評価の部会でも議論になった２－１－６（２）など、“その他の”の“の”の挿入により解釈が問題となった。

・　解釈指針２－１－６－１（法律実務基礎科目における実務家教員と研究者教員の連携協力）

→　Ｑ＆ＡのＱ24 に協力の在り方の具体例として「共同授業の実施や、授業内容の決定やカリキュラムの作成時における両者の協議など」とされているが、カリキュラムの作成時において「両者の協議」がまったくない法科大学院は皆無と思われ、この点を緩く適用するとすれば評価の実益があるのか疑問。他方、授業内容の決定・実施を実務家教員だけで行っていても、法科大学院教育として適切な授業はあり得るところ、「両者の協議」がないという形式だけをチェックすることにも疑問がある。そもそも、特別委員会報告の肝は、カリキュラムや授業内容において法律基本科目と実務基礎科目が密接に関連しているかどうかであり、（審議会意見書において将来的に法科大学院の実定法科目の担当教員はすべて法曹資格を有することが期待されているなど、研究者教員と実務家教員の区別は相対化せざるをえないにもかかわらず、）「研究者教員」と「実務家教員」が「協議」しているかどうかという形式に重きをおいた評価は実体とのズレを生じさせるおそれ

が大きい（例えば、関連する法律基本科目と法律実務基礎科目ともに実務家教員だけで担当している場合や研究者教員だけで担当している場合もあり得るところ、担当教員の協力により内容面で適切な連携がなされているにもかかわらず、「研究者教員」と「実務家教員」の「協議」がないという形式的な判断で基準に適合しないとされるおそれがある。）。かかる疑問のある解釈指針に従った評価をすることは違和感があった。

（第４章）「成績評価及び修了認定」

・　基準４－１－２、４－２－１では、「ＧＰＡを効果的に活用」とあるが、効果的かは定量的に評価できず、定性的な基準なので、評価が難しかった。

・　解釈指針４－２－１－２については、現在では、多くの法科大学院が修了判定でＧＰＡ制度を活用していると思われるので、単にＧＰＡ制度を修了判定に活用しているだけでは、優れた特徴とすることには疑問があり、では、何をもってＧＰＡ制度が「効果的に活用されている」と評価するかも必ずしも明らかでなく、評価しにくかった。

（第８章）「教員組織」

・　８－２－１－３

「望ましい」基準について○、×しか選択肢がないが、基準を満たしていない場合に×を付け難い。

（第 10 章）「施設、設備及び図書館等」

・　10－１－１－④

「望ましい」基準について○、×しか選択肢がないが、基準を満たしていない場合に×を付け難い。

（第 11 章）「自己点検及び評価等」

・　11－２－１－②

「望ましい」基準について○、×しか選択肢がないが、基準を満たしていない場合に×を付け難い。

・　基準 11－２－１(11)における修了者の進路及び活動状況については、法科大学院による修了者のフォローの限界、個人情報との関係などで、大規模校では必ずしも十分ではない状況が見受けられました。公開されている情報にもバラツキがあるのもこのような事情が反映されているものと考えられます。また、合格率が良好ではない法科大学院にあっては、次年度の応募状況に影響が生じるせいかどうしても公開される情報に限界があるといった印象を受けました。解釈指針によりどの程度の情報までを公開すべきか、一応の指針を明確にすることも、評価される側にとって便宜であるように考えられます。

【評価担当者】

（その他）

・　特定の基準、指針というより、抽象的な基準が少なからずあり、どの程度で基準を満たしていると考えるのかが、人によると思われた。事柄の性格上、解釈指針を立ててもなお抽象的な基準とならざるを得ない面もあるので、やむを得ないと思うが。

・　総じて、「努めていること」という表現が用いられている基準については、評価しにくかったような感じがします。

⑥内容が重複する基準又は解釈指針について

（その他）

・　内容の重複というよりは、どちらの章で評価すべきか悩んだものはある。

○基準及び解釈指針についての意見、感想など

・　平常点の評価において、欠席状況それ自体をどのように扱うべきかは難しい問題であるという認識をもった。

・　解釈指針２－１－６－１（法律実務基礎科目における実務家教員と研究者教員の連携協力）については前述のとおり疑問があるので、例えば、「法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、関連する法律基本科目の担当教員と当該法律実務基礎科目の担当教員が協力しているなど、法律実務基礎教育が法律基本科目の学修と密接に関連していることが必要である。」というように実体的な要素も入れた指針に改訂（少なくともその趣旨をＱ＆Ａの回答に反映）した方がよいのではないか。

・　法科大学院では司法試験予備校のような受験指導はしないとしつつ、司法試験合格率が評価の基準となるので、真面目な法科大学院ほど困難に逢着することになる。どこまでの受験指導なら許容されるのかについて目安があればよろしいのではないか。

・　「過度の受験指導の禁止」など、基準や法律に明確な規定上の根拠がないものをもとにて適合・不適合を判断することは不合理であり、法律に基づかない評価になると思う。

・　第７章、第９章などは、簡略化してもよいと思います。

・　法科大学院制度発足後、相当の時間を経過したことにより、基準自体が実態に合わなくなっているものがある。第３ラウンドに向けて、改善が必要と思われる。

・　司法試験合格率の低さに対する評価をどうするかについて、政府での検討をにらみつつ、適宜の対応が必要であると思われる。

　もっとも、その際、評価機関での評価は、教育内容の改善に向けた評価に重きを置き、法曹養成の達成度、法科大学院の組織編成・運営体制等については、文部科学省において評価をするのが適切ではないかと思われる。

・　全体としてはよくできているが、設備にやや重点があるように思われる一方、厳格な成績評価と修了認定という、法科大学院の趣旨を実現するという観点からのチェックが不十分であるように思われた。

【評価担当者】

また、法律基本科目あるいは実務科目は法科大学院の学生以外と一緒にしないというのは正しいが、先端科目などは、むしろ、他専攻、他研究科の学生と一緒にしたほうが教育効果は上がると思われ、現在の基準･指針は不合理であり、十分な根拠を欠くと思われる。

さらに、成績における平常点の取り扱い方についても、科目の特性にかんがみたきめ細かい指針が必要である。講義科目で、平常点を考慮せよということは、究極的には出席点につながり、不適切である。たとえば、講義科目は、試験、小テスト、レポート以外は認めないというのが穏当であろう。

モデルにされているアメリカでも、出席点とか平常点などは基礎的な法律科目ではないのではないか。

そろそろ、全体的に丁寧な見直しが必要な時期が来ているように思われる。

・ 法科大学院の志願者、入学者の減少、競争倍率の低下、司法試験合格率の低下という現象は、ごく一部の都会の法科大学院を除けば、どこの法科大学院でも直面している問題である。司法試験合格者数がベスト10内の法科大学院でも志願者数、入学者数の減少という問題点を抱えていることが、日本の法科大学院制度のもつ問題状況を明らかにしているといってよい。このような現状の中で「基準及び解釈指針」を形式的に当てはめ、評価することの危険を感じずにいられないのである。

基準及び解釈指針は、制度自体にあまり問題を抱えていない状況下において適用される部分もあることを今度の評価で考えた。

・ 解釈指針３－２－１－５（２）につき、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生が研修先から報酬を受け取ることはほとんど考えられないので、わざわざ指針に明記する必要はないと思料する（明記されていると、法科大学院としてはわざわざ受け取っていないことを証拠化しなければならず、これがないと評価側は現地調査などで念のため確認をしなければならないことから、不毛だと感じた。）。

・ 重点基準２－１－３の科目区分について、そもそもこの基準の趣旨をどう考えるか（どの程度厳格に考えるか）、さらに詰める必要があり、評価もしにくいと感じた。

この基準の趣旨は、基本的には、法科大学院においては、法律基本科目以外の様々な法分野をも学び、司法試験科目だけに限らない広い知見･視野を身つけるということが意図されていると思う。しかし、法律基本科目と多くの法律科目・法律実務科目は関連性を有し、法律基本科目と他の科目が交錯する分野（両方をあわせて学ぶことに意味がある。）を扱う科目について、両者の割合やどちらを主眼としているかというような視点で適切な評価をできるのか疑問を感じた。

例えば、法律実務、特に刑事実務の分野は、法律基本科目と不可分一体と言ってよく、そのような実態を踏まえ、過度に形式的な評価とならないように注意しないと、形式的な基準適合性の判断が、よき法律実務家となる人材を育てるという法科大学院の趣旨にかえって反するような教育を推し進めることにもなりかねないと思った（刑事実務分野について言えば、法科大学院教育で求められる法律実務基礎とは、決して法律基本科目を離れた（無視した）戦術やテクニック論だけを教えるものではなく、むしろ、法律基本科目と不可分の実務の運用等を教えるものではないのか。）。

また、やや形式的な話ではあるが、労働法、経済法等の司法試験の選択科目が展開・先端科目と

されており、その開設科目数等に特に制限がない状況で（もちろん、事実上の限界はあろうし、特異な場合は別の基準に抵触しうるが。）、法律基本科目の要素を含む展開・先端科目等についてだけ、目くじらを立てて問題視することが均衡がとれた評価かという問題もあろう。

・　司法試験合格率の低迷を反映して、おそらくかなりの数の法科大学院において、正課及び／または課外で受験技術や答案作成を多分に意識した講義や指導が行われているものと推測されます。受験指導的教育の排除は、基準２－１－１、３－２－１、７－１－１などの中に読み込まれており、それは「Ｑ＆Ａ」のＱ28 やＱ64 にも示されているものと思われますが、実直な法科大学院が不利益を受けないためにも、従来の調査から得られる実態把握及び理念の確認を通じて、受験指導的教育の排除を独立した基準として設けることはできないのか、という感想を持ちました。

・　１巡目よりも、かなり整理されたが、まだまだ改善点があると思われる。

・　基準及び解釈指針について、かつて基準や解釈指針の策定に携わった一人として、また２年ぶりに評価作業を担当してみて、細部にわたる精細な評価作業は学位授与機構ならではのものと考えております。印象で恐縮ですが、大学基準協会の認証評価は相対的にやや緩めの印象をもちますし、法務研究財団の認証評価もその傾向があるように考えています。

　基準及び解釈指針について、法科大学院の置かれている環境が年々変化しつつありますが、その見直しは必要と思いつつ、現在のアウトラインは維持しつつ、今後現在のレベルでのいっそうの適切な方向での基準、解釈指針の適用を求めたいと考えています。

・　研修会のおかげで、理解が進みました。

・　ＧＰＡ制度など、現段階では採用されていて当然と思われる制度について、それが採用されていれば積極的な評価を与えるなどとしている現行基準は、検討される必要があるように思われた。

・　「司法試験に関する過度の受験指導の禁止」は、諸基準の前提をなす不文の原則であるが、対象校への質問の中に「合格率の低さ改善についてどう対応しているか」という項目もあるので、現場を惑わせたり、不当な隠蔽行為を誘発したりしないように、工夫が必要と感じた。

・　法科大学院という社会的存在が期待されている水準から考えて、基準・解釈指針は必要と思われる。

　しかしながら、学問の自由や大学の自治の観点から、どこまできめ細かく適用すべきか、疑問は禁じ得ない。

　各大学独自の（自主的な、ユニークな）取組が、基準に合致しないと批判されてよいのか、内容によっては改善を求められる部分もあるが、人材育成の観点から、尊重してよい面があると思われるが（この感想は、個別具体的なポイントに関するものではなく、抽象的な感想である）。

　設定単位数や講義時間数など硬直的とさえ思われるが、法科大学院の個性に応じた柔軟な設定も考えられてよいと思う。

　修了生の質に関する品質保証は、基本的には司法試験でなされるはずなので、あまりに硬直的な設定は避けてもよいのではないか。

【評価担当者】

２．評価の方法及び内容・結果について

（１）自己評価書について

①対象法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- 　自己評価書の記載内容が機構の基準や解釈指針に照らして記載していないもの、根拠資料が整っていないものが多すぎた。それが原因だろうと思うが、基準や解釈指針と合致しているかどうか、いったい何が足りないのかを判断するのにあまりにも時間がかかりすぎ、場合によっては自分でインターネット検索等をしなければならなかった。
- 　評価指針と異なる構成で記述していた。
- 　過去に担当した他の法科大学院の自己評価書に比し、評価する立場を意識した記載がなされていない感あり。評価マニュアルを適用するのに、記載箇所を探す場面がしばしばあったように記憶している。
- 　解釈指針に対応する事実が示されていない場合があった。
- 　基準と順序や項目とのズレが大きいと、各基準に合致しているのか否か、その根拠としてどのようなことがあげられているのかがチェックしにくいので、極力、基準と順序や項目を合わせて記載していただくと、お互い整理がしやすいのではないかと思う。
- 　カリキュラムの内容について前回の評価で問題とされたにもかかわらず、今回の自己評価書においてさらに分明でない内容になっている大学がありました。

③どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかについて

- 　例えば、刑訴法の入学試験問題が欠落していた。
- 　一部資料が不足していた。
- 　解釈指針に対応する事実が示されていない場合があった。
- 　適正な（厳格な）成績評価がなされているかに関し、具体的な配点や評価基準がわかる資料の引用・添付が落ちていたケースがあったように思う。
- 　必要な書類の多くについて、追加的に提出を求めた。
- 　「成績評価」や「自己点検・ＦＤ活動」に関する根拠資料が不十分であったように思います。

○自己評価書の様式についての意見、感想など

- 　基準に則した自己評価書の作成が徹底されることを希望する。
- 　大学評価・学位授与機構の方から、評価を受けようとする対象法科大学院に対して、機構の基準・解釈指針に照らしてその要請を満たすものかどうかわかるよう記載することを求めるとともに、その根拠が明らかとなる資料を基準ごとに提出するよう、強く要請していただきたい。仮にそのような要請を行っているにもかかわらず、これが実行されていないとすれば、対象法科大学院の評価を受ける姿勢自体に問題なしとしないのではないか。
- 　２巡目ともなれば法科大学院側も勝手がわかってきたのではないか。
- 　２校のものを見たが、対象校間での評価書の内容・資料添付に大きなばらつきがある。

【評価担当者】

・　基準、解釈指針が一義的と言えない場合もあろうが、基準・解釈指針とずれた自己評価がなされているも箇所も若干見られ、これが一般的なことであれば、解釈指針等の趣旨をよく確認して回答をするように求めたい。
・　自己評価書の中に、どの基準または解釈指針に対応する事柄なのかが明示されていない記述があり、そうした場合には、書面調査票を作成するにあたって、いずれかの基準もしくは解釈指針と関連のある記述なのか、または無関係な記述なのかを読み取るのに時間を要したことがあった。
・　２巡目でもあり、前回の経験を活かしていると思われる。数点、機構から問合せをしたが、事前に伝えたい点は「特になし」。
・　評価に必要な書類はできるだけ事前に遅滞なく提出してもらいたい。
・　自己評価書は、基準に即した形で（基準適合性がわかるように）作成されることが望まれる。

（２）書面調査について

①書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

・　各章の評価をした後の完了ボタンのクリックに意味があったのか。そもそもクリックしたのかが確認できなかった。
・　まったく技術的な問題で、我がＰＣとＢｉｚとの相性が悪く、記入できなかった。ワードで作成したＣＤを別送して頂いた。

②書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

・　基準等に照らして根拠資料が不足している場合に、それが公開されている資料であれば事前に用意していただきたい。例えば、年次報告書を当職において検索して入手するなどしなければならなかった。また、法科大学院適性試験の説明資料等制度の概要がわかる資料も不足していた。
・　１巡目の評価とは独立の評価をするとはいえ、１巡目と矛盾する指摘をするのは法科大学院にとって混乱を来すし、評価の信頼性も損なうので、以前の評価書も必要に応じて参照できるようにしてはいかがか。
・　所属教員の教育・研究の活動状況が外部から認識された資料。例えば、最近の著作・執筆活動を示す資料（主要文献リストへの掲載状況など）、外部での学会報告の要録、対外的（国内・国外）交流活動を示す相手先側の作成・公表している資料（ウェブサイト上の記事など）、他大学の教員らによる引用・言及等。

○書面調査についての意見、感想など

・　事務方の支援が負担軽減につながった。
・　書式はとても使いやすかったし、明瞭だった。
・　定型的な調査事項について、事務当局においてあらかじめ入力されていたのは助かりました。
・　本評価の書面調査が初めての経験であったため、不明な点が少なくない（保留すべき点が多い）ことに、ややとまどったが、保留として、追加資料・説明を求めたり、最終的には訪問調査で確認

するという前提であれば、今はこれで特に問題はないと思う。

- 委員の評価はおおむね一致していたが、極端に評価が異なる場合、部会としての取り上げ方に工夫の余地がないか。最高裁判決における「反対意見」のように。
- 自己評価書の順序、項目等の様式を極力基準に合わせたものにしていただくと、さらに効率的に進められるのではないかと思います。
- 提出された書類が、評価項目に従って整理されていると良い。場合によってはどの資料を見たら良いか、不便を感じることがあった。
- 書面調査書から基準、指針に適合しているかどうかが判別できない点があり訪問調査によって判断するしかない点があることはやむをえないこととして、提出された資料もおおよそ適切なものであったと考えています。なお、書面調査書の書きぶりがおざなりな記載になっている大学が見受けられました。そのため、訪問調査で確認すべき事項が多岐にわたることになり、限られた時間の訪問調査で結果的に必ずしも十分調査できなかった状況があったように思います。
- 例えば事前に事務局サイドで機構の基準や解釈指針と法科大学院提出資料とをチェックした際に、明らかに不足していると思われる資料等を追加送付させるか、それができないのであれば少なくともそのようなものがあることをチェックしておいていただくなど、ご送付いただいた資料を見比べることで、基準や解釈指針に照らして合致しているのかどうかがわかりやすく判断できるような仕組み・体制を整えることはできないものかと強く感じた。一言でいうと、非効率的である印象を否めない。

（３）訪問調査について

②訪問調査で確認できなかった点について

- 自主ゼミの位置付けについて十分に解明することができなかった。
- 訪問調査における訪問校責任者との面談時間が限られているため、確認すべきものとされていた事項の確認に十分な時間をとることができない状況があったように思います。確認すべき事項をかなり絞った上で、有効に面談時間をとる工夫（あるいは面談時間を増やす）が必要と感じました。
- 本試験・追試験の内容重複疑惑を検証するためには、調査年を含む３年分程度の試験問題データが必要と思われました（「重複がないとすると却って学生に予測可能性を与える」といった抗弁を実証的に退けるためにも）。経験上、組織の体質はなかなか変わりませんから、次回の書面調査または訪問調査のために、今回疑念を持たれた点のメモを事務局で保管していただく（それを次回の調査メンバーに参照してもらう）ことはできないでしょうか。関係者の負担が大きすぎるかもしれませんが。

③訪問調査の実施内容の適切でなかった点について

- 対象校が、都合の良い学生を面談に送り込んでいるようであり、学生の多くが抱いている認識と面談学生の認識とが一致しているのかどうか、疑義をおぼえるところがあった。

【評価担当者】

④訪問調査の実施方法の適切でなかった点について

・　責任者面談があまり和やかになるのも適切ではないが、それ以外の面談はラウンドテーブル形式にするなど、堅苦しくない雰囲気を作ってはいかがか。

・　小規模であるにもかかわらず、応対者を多数予定しすぎていた。

⑤訪問調査の実施内容に係る時間配分の適切でなかった点について

・　前述のように、責任者面談の時間が十分ではなく、確認事項のすべてにわたって責任者に確認する時間が必要と思われます。もし、現行の時間の割り振りが限度であるとすれば、確認事項を絞る必要があるように考えます。

　教育現場の視察は、訪問調査日や時間との関係でやむをえないところでもあるのですが、視察する授業を多くするべきではないかとも思います。在学生、修了生との面談の時間は適切であったと考えます。

・　法科大学院関係者（責任者）との面談時間が少し足りなかったように思います。

⑦訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

・　法律専門家の委員が、もう一人多ければ、とは思います。諸事情から困難でしょうが。

○訪問調査についての意見、感想など

・　訪問調査にもう少し時間をかけることができないかご検討願いたい。

・　基準の内容にも関わるが、基準の 7 章と 10 章の一部は小規模校にとって過大な要求ではないのか。

・　事務局の準備が非常に的確かつ臨機応変で、スムーズに評価を行うことができた。

・　視察できる授業が限定されていたが、本当は、問題のありそうな授業を選んで視察したいところである（日程調整等の関係で難しいのは承知しており、単なる感想である。）。

・　訪問調査より前の情報は、本体たる自己評価書にしても、資料であるシラバスその他の資料にしても、表向き、形式的という面がぬぐえないが（やむを得ないことであろうが）、訪問調査における直接のやりとりにより、学生らの認識、満足度（問題の少ない学生らが参加しているであろうことを考慮しても）、教員の認識・意識を、生で直接感じることができ、最終的な判断に大変役立った。

・　修了者面談は、全員が司法試験合格者であり、対象法科大学院に対する評価は極めて高いものであった。難しいかも知れないが、不合格者の声も聴き、総合的に判断できうれば、さらに肯綮に中ることができたのではないかという印象を抱く。

・　当該法科大学院の教員、在学生、修了生と実際に会って話を聴くこと、特に利用者である在学生、修了生の話を聴くことは、ある意味体裁良くまとめられた自己評価書や書面での回答ではわかりにくかった本音や、伝わりにくかった魅力をつかめる有意義な機会であることが実感できました。

・　訪問調査の重要性を再確認した。

・　授業を観られるのが良い。答案の採点の評価は不要と思われる。もっと自主性に任せるべきである。

【評価担当者】

- 書面調査及び訪問調査における事務担当者の細部にわたる検討事項・確認事項の整理は大変役に立ちました。評価部会における評価基準や解釈指針の厳格な判断・適用も、こうした事務担当者の精緻な作業によってはじめて成り立つものと考えています。
- この度の対象校は、非常に努力されている優良校でした。訪問調査は、現場の声が聞こえるので、必要不可欠ですね。
- 特にありません。事務担当者はよく準備されていたと思います。
- スケジュールが過密で、もう少し余裕が欲しい。
- 機構の事務方が、極めて有能な働きを見せておられましたが、法科大学院の正規事務職員と同じく過労気味のようで、お気の毒でした。
- 私自身、初めての経験であり、どの程度のレベルが適切かは不明だが、他で経験した他分野での訪問調査・実地調査に比べてもそん色のない対応だったと思う。訪問調査では、受入大学の対応も良かったと思う。また、事務局のフォロー体制も整っており、スムースな調査ができたと思われる。

（４）評価結果について

○評価結果についての意見、感想など

- 各委員の意見が適切に反映されたものと受けとめている。
- 地方の法科大学院にも存在意義があるにもかかわらず、学生の大都市志向という外在的要因は法科大学院の努力によって変えることには限界がある。その点を評価結果に反映できないのに虚しさを感じた。
- 現在の基準と指針の下ではこのようになるのだろうとは思うが、上述のように、現在の基準と指針には若干問題があり、その観点からは、若干気になる点が残った。
- 法科大学院の核心たる具体的な授業内容等について、実質的には確認することはできないが、それが不適切な法科大学院は自然淘汰されていくものであり、本評価はその前提ないし環境的な面を確認するという意味で有効であるし、実際、その役割としては適切な評価が行えたと思う。
- だいぶ整理されてきたと感じたが、まだ、分量が多すぎると思われる。また、機構自身で評価可能な項目がもっとある。委員が評価する項目と機構が評価できる項目を、さらに明確にしてもらいたい。委員の省力化に効果大。
- 司法試験の合格者とＬＳ卒業者の数に大きな乖離があるというところからくるさまざまなゆがみが、評価にも反映せざるを得ない。
- 施設の評価はそろそろなくすべきではないか。教育に重点を置いた評価に徹底すべきである。
- ④（評価報告書の記述形式）についてですが、認証評価は、法科大学院の質を保つといった面とともに、質の高いと評価された点を更に伸ばすといった役割があると考えています。昨今の状況を考えると、各法科大学院がいささか疲弊している中で、評価者の側からみれば当然のこととして受け取りがちな事項でも、現場目線でみれば質を高めようとする努力の成果でもあるわけで、評価される法科大学院の教員、学生にとっては大きな力になるものと考えています。ここにも認証評価の意義が認められると考えています。

【評価担当者】

３．研修について

○研修についての意見、感想など

- 初めて評価部会の委員になる者と複数回やっている委員との研修は分けて実施すべきであるように感じた。私は、初めてであったので、もう少し過去の具体例を交えてじっくり説明してもらいたい部分もあったが、大半の方々はご経験済みであったので、何度も聞くのは無駄であり、変更部分のみを聞きたいはずだからである。そうすると、全員の委員の顔合わせは必要なのであろうから、初めて評価を行う委員の研修のみを先にやった上で、第１回の評価部会を開き、全員を対象とした前年までの変更点を中心とした研修を行った方が適切ではないかと思う。
- 詳細な資料は研修当日でよいが、予習用のサマリーをあらかじめ配付してもらえると当日の座学が理解しやすくなる。重要な点を座学で伺っても、結局実際の作業をし始めてから意味がわかるというのはもったいない。
- 慣れない作業でしたので、事前研修は大変助かりました。
- 今回は初回なのでちょうどよいと感じたが、次回以降は、同じ内容の繰り返しと感じることのないようにしてもらえばと思う。
- 有益な研修でありましたが、時間的にやや冗長であったとの印象を受けました。参加者は、勤務地からの早朝出立、前泊、後泊の予定などあり、研修が必要かつ十分な時間にとどめられること、予定の時間どおりに終了すること、が有難いと言えます。
- 部会でも討議が重要なので、研修は技術的な事柄や従来と評価方法が変わった点等に特化し、時間短縮を図るべきと思う。
- 研修自体には参加できませんでしたが、資料は理解しやすい構成でしたし、後日、丁寧なご説明をいただきまして、十分理解できました。
- 研修はプラクティカルで技術的な点に特化して、時間を軽減して欲しい。
- ２回目の審査委員についても同じような研修をする必要があるのか疑問である。
- 研修を担当した者として、評価委員研修、法科大学院担当者研修は意義のあるものと考えます。しかし、法科大学院担当者研修では、認証評価について参加した担当者（教員・事務担当者）に「慣れ」や「緊張感の欠如」といった雰囲気が感じられるように思いました。かつて 10 年ほど前に第１回の担当者研修（代々木・オリンピックスポーツセンター）に基準作成の責任者の一人として研修会を見学したことがありましたが、基準自体の内容等について真剣な質疑があったように記憶しています。その意味では、各法科大学院の評価担当者に「慣れ」が良くも悪くも見受けられるようになっている印象を持ちました。
- 研修は有益でした。
- 研修で、業務内容のすべてを理解するのは難しいと思います。
- 要領を得た説明があった。
- 書面調査、訪問調査で具体的決断を下すための補助的判断基準については、無理からぬところではあろうが、研修ではなお具体例を得られなかった。
- 一度経験した後から振り返ると“役に立った”と思えるが、初めて受講した段階では理解し切れ

ぬ内容も散見された。

私自身は他のロースクールで、別の認証機関による評価についてＦＤの中で聞いていたので、大体理解できたが。

ロースクールの教官・評価員などが全て同様の理解ができているか否かは不明である。

４．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量について

○評価に費やした作業量についての意見、感想など

・　自己申告書と根拠となる資料とを突き合わせるところでの労力が大きかった。

・　資料の確認や調査に相当の時間を要した。

・　とにかく、各項目について、１から各項目のすべてについて資料を読み直し、入力をするのは、大変な時間がかかる。形式的・事務的に処理できる部分については、わざわざ研究者・実務家のピア・レビューに付す必要はないと思う。

・　提出された書類が膨大で、読み込むのに時間がかかった。

・　部会長などではなく、一委員としての作業であった上、担当した法科大学院が小規模校１校であったこともあってか、作業量として大きな負担を感じることはなかった。

・　評価に携わったのが初めてだったので、書面調査においては自分の要領が悪かったという要因も大いにあります。なお、すべての項目について、（自分はこの立場にありませんでしたが）部会長・副部会長及び事務方の作業量は膨大であったと推測され、この作業を地道かつ真摯にこなされた先生方・事務職員の方々には心から感謝しております。

・　自己評価の適否に関して、資料に当ることが必要で、相当の分量になるため時間を多くとられる。

・　細かな部分についてまで見なければいけない点。委員間で分担して評価する方法は導入できないか。

・　集合修習期間中に起案の採点や教材の作成等の仕事を抱えながら、遠方の大学まで２泊３日の日程で訪問調査に臨むのは、日程的にかなりきつく、その後体調を崩すことになった。

・　目を通すべき資料が膨大であり、夏季休暇の多くの時間が必要でした。また、基準や解釈指針との照合も大変神経を使う作業であり、各委員ともかなりの負担を要したのではないかと思います。書面調査だけからは分明ではない事項が多いため書面を読む作業だけでも多くの時間を要します。その意味で、書面調査書の書きぶりにも工夫が必要であるかもしれません。

もっとも、今年度は、ＢＩＺによる作業の効率化が図られたとともに（最初は大変戸惑いました）、事務局で機械的にチェックできる部分はしてくださいましたので、その部分では大変助かりました。

・　作業量は、要領を得ないと膨大になると感じました。

・　委員長及び副委員長の作業量は大きかったのではないでしょうか。

・　かなり多量の資料を見る必要があったことは確かである。

提出された資料について、自己評価書は大体同じフォーマットであるが、参考資料・添付資料に

なると、大学ごとに違っており、慣れるまでは時間がかかった。

・　概ね適切な作業量・作業期間であったと思う。

・　自己評価書の書面調査については、その期間が７月後半から８月初旬という法科大学院の期末試験の準備・実施・成績評価等通常の業務が忙しい時期であり、調査作業に費やせる時間が限定されている中で、調査のための作業量もかなり多く、大変だった。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○機構が設定した作業期間についての意見、感想など

・　書面調査の作業は、対象法科大学院の自己評価書及び根拠資料を読み込んで、対象法科大学院が何を言わんとしているのかをできるだけ正確に理解したうえで、機構の評価基準・解釈指針に照らして合致するかどうかを一つ一つ判断しなければならないものであるから、非常に手間のかかる作業である。このような手間のかかる作業を、ちょうど前期の学期末試験の試験期間・採点期間と重なる時期に行うことを求められているために、相当過酷な作業とならざるを得なかった。殆どの評価部会の委員が法科大学院の教授であることからすれば、書面調査の締め切りは、もっと先の期日を設定すべきである。本業に差支えがある作業に没頭するわけにはいかないことは当然である。特に、法務省から派遣されている検事は、３月 31 日まで現役の検事の職を行い、４月１日付けで法科大学院に出向してきて全く新たな職務に就くことになるのであり、殊に一年目においては、法科大学院の職務をこなすこと自体が激務であることをご理解いただきたい。機構の評価のスケジュールが仮にこのままのスケジュールであるとすれば、後任者にはとても勧められる職務ではないように感じた。来年度はぜひともこの点を改善していただきたいと思う。

・　書面調査は夏休みだから可能であったというところである。

・　書面調査をしなければならない７月中旬から８月上旬は法科大学院の期末試験の準備・実施・評価その他で忙しい時期であり、かつ、書面調査は分量も多く、費やす時間も多いので、書面調査票を締切りまでに提出するのはなかなか大変な作業である。

・　基本的には問題ないが、資料の送付（掲示）が会議の直前であり、事前に目を通す時間が十分にとれないことがあった。

・　書面調査を行う時期は、勤務校の授業期間から前期試験実施期間にあたるため、授業その他の校務に割く時間との折合いを付けることに苦労しました。資料が手許に届いてから書面調査結果を完了させるまで、実質的に 10 日間程度しか確保できないのは苦しいのが実感です。

　訪問調査及び評価結果（原案）作成の作業期間は、（自分はこの立場にありませんでしたが）部会長・副部会長及び事務方にとっては、相当に厳しいスケジュールであったと推測されます。

・　作業期間としては適当であった（長くしても、期日が迫ってするだけで同じ）。

・　時期的に各委員が所属する大学の日程（特に８月上旬）との関係で、書面調査の時期は厳しかったのではないかと推測します。また、秋の訪問調査は、４単位授業（週２回）を担当されている委員にとっては、訪問調査の日に授業担当日が重なった場合には限られた補講期間に日程を設定しなければなりませんから、その調整に苦労されたのではないかと推測します。私の場合、補講の日程

調整に苦労しました。

- この度は、他の仕事との関係で、大変でした。
- 特に困難は感じませんでした。
- 事務局の時宜を得たサポートにより、作業期間を効率的に使うことができた。
- 作業の所要時間（リードタイム）から判断すれば適当かもしれないが、資料受領から返信あるいは会合までの時間が短い（検討時間が少ない）と感じた。

　事務局の体制・仕事量からやむを得ないとは思われるが、土日の休日含みで、実質２～３日というのは、別の本業を持つ立場では、かなりきつい。

　また、勤務先と自宅とで並行的に作業できれば時間は確保できるが、休日にはそれなりの用事もあり、"宅調"は難しい（自宅のパソコン環境の問題もあるが）。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○評価に費やした労力についての意見、感想など

- 評価目的に十分に見合うものと考える。
- ５年に１度とはいえ、法科大学院側の労力の点を考えると、疑心暗鬼を生じない程度にこちらで何に問題を感じているのかを伝えてもいいのではないか。こちらでそれほど問題とは考えていない点について責任者面談で詳細に説明されても、と感じる点があった。
- 委員の労力と評価の目的の均衡の判断は難しいが、目的に一定の寄与をする作業で、負担も大きくはなかったことから、見合うものであったと考える。

　ただ、抽象的な基準、解釈について、より形式的、客観的な事項・指標により評価をできることもあると思われ、そのような事項・指標を取り入れれば、労力もより少なくなると思われる。
- 一般論としては負担が重すぎると思う（私の場合には、科目の性質上著しく重いということはなかったが）。
- 本当はもっと厳しく評価すべきなのであろうが、恩情が働くことがある。
- いうまでもなく書面調査、訪問調査は評価基準、解釈指針との照合は慎重には慎重を期す必要があるわけで、第１段階での評価作業はその意味で多大な労力を要します。各部会の評価担当者のみなさんには、とくに夏季は自らの大学の担当授業の採点・評価と機構の評価作業が重複している時期であり、かなりの負担をしてもらっているのではないかと推測します（ちなみに、私の場合、法科大学院の春学期授業では定期試験答案の添削・返却までしますので、機構の評価作業、法科大学院・学部の採点評価作業、自らの研究活動、秋学期の授業準備を同時並行でする結果になりました）。

　費やした労力という意味では、その評価結果が法科大学院に十分に伝われば良いと考えますし、評価の作業は無駄ではないことはいうまでもありません。
- この度は、一定の意味があったと思いました。
- 対象法科大学院の教育活動等の今後の在り方を見ないと最終的な判断はできないように思います。
- 労力・時間ともに正・副部会長などのご負担は相当なものと推測されました。
- 法科大学院での講義を担当してきたが、今回は、全く違う立場で評価を行い、大変参考となった。

【評価担当者】

法科大学院当局の地道な努力・取組を見聞し、社会からの理解と支持を得ることの大変さが理解できた。

このような観点から、自分が費やした労力も多少は貢献できたかと考えている。

（４）評価作業にかかった時間数について

○評価作業にかかった時間数についての意見、感想など

・　適切な時間数であったと思う。

・　自己評価書の書面調査にかかった時間は、法科大学院の期末試験の採点と平行しながら、深夜まで何日もかかった記憶であるが、何時間かかったかまでは記憶にない。このようなアンケートを取るのであれば、事前に周知していただきたかった。周知していただければ作業のおおよその時間を記録することもできたからである。

・　分量は多いがやむをえないと思われる。

・　作業をしている間は、本設問を想定していませんでしたので、①（自己評価書の書面調査）の作業の所要時間を把握する意識でいなかったので、数字はあくまでも印象です。

・　副部会長として作業に携わったことから、メールの往復による確認作業がかなりあったため、作業に要した時間数を正確・具体的に把握することは困難である。

・　２校分の書面調査はとても大変である。

・　今回は初めての経験であったため、基準や解釈等を読み直したりすることも少なくなく、かかった時間を計算するのは難しいが、集中すれば書面調査も１、２日で可能であるから、多忙な時期でなければ、大きな負担ではない。

・　概算でも時間に表すのが困難ですが、書面調査（２校分）は、朝から晩までかかって 10 日間くらい（ただし、校務のため終日かかりきりになれなかった日もある）、訪問調査の準備は資料を読むのに丸一日、という感触です。評価結果（原案）の作成は、資料を下読みする程度で、さほどの時間を要していません。

・　１校でも相当の時間を要す。２校となると尻込みしたくなるのが率直な感想。

・　負担が非常に大きい。また、評価とは関係のないファイルのアップ、ダウンロードなどＰＣの操作がなかなかうまくいず、その点の心理的負担大。

・　平の委員と正副委員長の事務量に大きな違いがある。仕方のないことか。

・　特に、書面調査は評価の第１段階ですのでかなりの時間を要しました。

・　アンケートを考えていなかったため、時間のメモを取っておらず、大体の時間数です。

・　事務局の適切なサポートを得ることができた。

・　作業時間の実績を集計していないので、感覚的な数字であるが。

例えば、自己評価書については、受領から提出まで約４週間あるが、稼働日を 20 日として逆算した時間数である（長いのか、短いのかは不明）。

当該期間中は、常に書面調査が頭に残っており、ことあるごとに見直したりしていたものである。

委員会での議論に接すると、もっと時間をかけて綿密に取り組むべきでなかったか、反省させら

れる。

5．評価部会等の運営について

○評価部会等の運営についての意見、感想など

- 円滑・効率的な運営が行われた。
- 評価部会の円滑な進行は、委員長の手腕によるところが大きいと拝察しました。膨大で煩雑な内容を、豊富なご経験に基づいて手際よく取りまとめていただいたと思っています。
- 部会長は有能であったと思う。
- 会議の設定は、授業（本務校での）に差し支えないよう、週末に設定してほしい。
- 部会長と副部会長の作業量は大変だと思われ、頭が下がります。
- 公法、民事、刑事などある程度の範囲をカバーできる委員が必要なので、人数、構成は現在のようなものにならざるを得ないであろうし、評価部会以外には接点のない委員からなる部会が適切に運営されている。事務局と連携をさらに高めれば、より運営がスムーズになると考える。
- 部会長・副部会長、事務方のご尽力は、並々ならぬものであったと思います。委員の協力もあり、部会運営は円滑・適切であったと思います。
- 部会長、部会長代理の資質・能力に負うところ大。
- 適切かつ円滑で、非常に勉強になりました。
- 基本的には今のままでよいと思う。
- 委員の数はもう少し減らしても良いのではないか。法曹３者の役割が明確でない様な感じがした。
- 評価部会長の運営の仕方にもよりますが、部会長・副部会長によってその運営に違いがあったように思います。また、委員として私が所属した第１部会では、今回の評価が初めての方がおられたせいもある様ですが、それらの委員が基準等を十分に理解しようとする意欲から、基本的な意見交換ができて良かったと思っています。
- 部会長等による進行が手際よく、助かりました。
- 運営は大変円滑だったと思います。
- 活発な意見交換が可能であった。
- 評価部会については、部会長・副部会長の統率力と部会員各位の真剣な取組により実のある議論ができたと思われる。
  参加して楽しい会合であった。

6．評価全般について

○評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についての意見、感想など

- 法科大学院に対する認証評価の重要性をあらためて認識することができた。
- 法科大学院の認証評価において、どのような点が重視されて評価されているのかが理解できたこ

とは勉強になった。

- 書面調査は大変だが、評価業務全般的には、優秀な他の専門委員と一緒に評価業務に携われて大変勉強になったし、能力の高い事務局に助けられ、評価業務を円滑に遂行することができた。
- 司法試験合格率や予備試験の問題もあって、法科大学院関係者以外がここでの細かい評価についてまで関心を持って理解してくれるかが心配。１巡目ですら適合不適合の結論のみがメディアの関心事であった印象がある。
- よい経験だと思うし、みんなで時間を割いて行うことは必要だと思われる。

  ただ、対象校にとっての負担は重いはずなので、このような作業に大学教員の時間と労力をかけさせることはよいとは思えない。このような作業ができるアドミニストレーションの専門の職員が必要なのではないかと思われる。

  理系と異なり、秘書も（補助してくれる）助手もいない、法学系の研究者を疲弊させないための対応が必要と思う。
- 職務上、司法修習に直接携わっていることから、司法修習生の多くが経てきた法科大学院での指導や環境等に関心があったところ、今回の認証評価作業を通じ、法科大学院が、学生の教育について、それぞれの特色を生かした努力、工夫を重ねておられることを俯瞰的に把握することができ、よい経験になりました。
- 優秀な先生方と一緒に評価の仕事をさせていただくのは、光栄なことであるし、大変勉強になる。また、事務局も優秀なので、仕事が大変やりやすかった。機構の認証評価を経験できてよかったと強く感じる。
- この評価は必要・有効なものであると思うし、少なくとも一委員としての作業量は過度なものではないが、在東京以外の委員にとっては、東京での短時間の会議のたびに東京に行くことは、時間的に無駄があると感じた（他方、訪問調査に時間をかけるのは妥当である。）。確かに、委員が一同に会して協議する必要もあるため、難しいところだと思うが、この点は改善の余地があると思う。
- ③（社会からの理解と支持の促進）の項目につき「どちらともいえない」を選んだのは、機構による評価作業が厳格かつ適正に行われているにもかかわらず、社会一般の法科大学院及び法曹養成に対する視点が、法科大学院の乱立、新司法試験合格率の低迷、同合格者の質の低下、法曹人口の過剰化といった、必ずしも正当な論証を経ない情緒的なメディア情報に基づいて醸成されてしまっていることに基づきます。それでも、地道な評価作業は、社会の理解を得るために不可欠であることは間違いありません。
- 機構がどう評価しようが、法科大学院がどう努力しようが、抗せない荒波がある。法科大学院への“風当たり”は強い。社会全体で、我が国の法曹をどういう方向にすべきか、また、学生にとって魅力ある職種（努力・能力・時間を賭けるほど）でなければ法科大学院そのものの存続が危ぶまれる。

  司法制度審議会報告から10年以上を経た。審議会等で「在り方」を議論すべき時と考える。
- とにかく、非常に勉強になりました。貴重な刺激をいただいたと思っております。
- 法科大学院の矛盾（司法試験合格を目指しながら、準備教育は不可という）が評価にも及んでい

る。

・　大変重要な（社会にとっても法科大学院にとっても）業務であると実感しました。また、自分にとっても、法科における今後の教育を考える上で大変良い勉強になりました。

・　ロースクールを持っている大学の教員としての責任と思い参加しました。

・　これまで他機関による評価を所属大学の法科大学院が受けた経験、法科大学院の私の授業が文部科学省・中教審の参観授業になった経験、所属大学全体の点検評価委員会の副委員長を務めている経験等からみて、法科大学院評価の実施全体を体験できたことは大変勉強になったと考えています。また、各法科大学院が置かれている状況を多面的にかつ深く知ることにもなりました。その意味で良かったと考えています。

　なお、評価結果について、評価を受けた各法科大学院が相互に協力して評価を活用する方向での検討会等を開いて、相互に質を高める努力をするようになれば、この評価制度自体が生きるように考えます。このような方向性が重要ではないかと思います。

　さらに付言しますが、認証評価機関として当機構の認証評価がもっとも適切かつ精細な評価を実施している印象をもっています。このことこそが、認証評価を担保する砦と確信するところです。

・　実地調査を経験した結果、対象とされた法科大学院の運営の改善に一定以上の実質的効果が見込まれると実感しました。

・　対象法科大学院の教育活動等の今後の在り方を見ないと最終的な判断はできないと思います。

・　一般論として、効果の期待できないことならば協力する意味がない。従って、質の保証や改善を期待したい。

７．前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

①対象法科大学院の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった点について

・　担当者が変更されており、前回より改善されたという印象はなかった。

・　進級制の採用を促した。成績評価についての公表を促進した。

・　具体的内容は失念したが、前回のときに指摘した事項について改善がなされていた。

・　前回とは評価機関が異なるが、前回の評価において、受験指導への偏り等の厳しい評価を受けていた事項が少なくなかったことから、その点の対処が相当程度なされていた。

・　対象法科大学院は、前回の認証評価を機構ではない評価機関が実施した。よって、本問についてはすべて「どちらとも言えない」とした。

・　何点か改善点があった。

・　法科大学院によっては前回の認証評価後における改善の跡がみられます。そうでなければこの評価の意味がないことになります。他方で、これは法科大学院を構成する研究者教員の意識にもよりますが、大学が果たす法曹養成の意義についての理解が浸透していない大学が未だにみられるのが残念に感じることがあります。とりわけ、教育目標、成績評価の面では前回の評価結果が活かされていない大学がなきにしもあらずで、この点が外部からの批判を受ける大きな要因にもなっている

ように感じます。さらに認証評価でこれらの点での評価を厳格にする必要があります。

・　少人数のクラス編成に誘導することにより、双方向・対話型の教育方法が定着し、教育内容の充実に資する効果が上がっている。

・　前回評価を経験していないので、程度は不明だが、改善された旨が報告されており、また、今回の訪問調査においても、当該大学の真摯な取組が感じられた。

②対象法科大学院の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった点について

・　前回の認証評価の指摘事項について、教育活動等の改善が図られている点が多かった。

・　ほぼ、前回と同じ問題を抱えているように見えた。

・　ＦＤ活動の活発化を促した。

・　具体的内容は失念したが、前回のときに指摘した事項について改善がなされていた。

・　前回とは評価機関が異なるが、前回の評価において、受験指導への偏り等の厳しい評価を受けていた事項が少なくなかったことから、その点の対処が相当程度なされていた。

・　大学によっては、法科大学院における法曹養成教育の意義が特に授業、教育方法などを通じて教員に浸透してきた印象をもちます。

・　同前。多人数を相手にした一方的な「講壇型」講義からの脱却の流れが定着し、(旧来の法学部教育とは異なる）専門職大学院における法曹養成教育としての特質が確立されつつある。

・　前回調査を経験していないので不明。

③対象法科大学院の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった点について

・　教育活動全般についてのウェブサイト等での公表を促した。

・　認証評価作業の実態が社会に対して十分にアピールされていないように考えています。もちろん社会は、司法試験の結果だけから法科大学院制度全体を見ますから、その批判は森を見て木を見ないといった偏りがあります。こうした厳格な認証評価を通じて教育の質の向上が図られていることをもっとアピールしてもよいと日頃考えています。

　今回担当した地方国立大学では、修了生の進路等につき地方大学としての持ち味が認証評価を介して活かされている印象を受けました。

・　前回調査を経験していないので不明。

【評価担当者】

対　象　校

（ 法科大学院用 ）

平成２４年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の１～12 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く そう思う (5) ← どちらとも 言えない (3) → 全くそう 思わない (1)

回答例①　・・・・・・・・は、適切であった ------	5	4	3	2	1	3
回答例②　・・・・・・・・は、適切であった ------	5	4	③	2	1	

（回答できない場合）

強く そう思う (5) ← どちらとも 言えない (3) → 全くそう 思わない (1)

・・・・・・・・は、適切であった ------	5	4	3	2	1	－

１．基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	4	3	2	1	

	ある	ない	
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑤について、２とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑥について、２とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

２．評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、（１）自己評価、（２）訪問調査等、（３）意見の申立ての３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価について

設問	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	回答
① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	5	4	3	2	1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	5	4	3	2	1	

設問	迷った	迷って いない	回答
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	2	1	

→※③について、２とご回答いただいた場合、どのような点で迷ったのかをご記入ください。

設問						回答
④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、分かりやすい自己評価書を作成することができた	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	5	4	3	2	1	

→※⑥について、２又は１とご回答いただいた場合、どのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

設問	参考にした	参考にしなかった	回答
⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（２）訪問調査等について

	強く そう思う (5) ←	どちらとも 言えない (3)	→ 全くそう 思わない (1)			
①　訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

②　訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

→※②について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③　訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった	5	4	3	2	1	
④　訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった	5	4	3	2	1	

→※④について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった --	5　4　3　2　1	

→※⑤について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑥　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった --	5　4　3　2　1	

→※⑥について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑦　訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた --	5　4　3　2　1	
⑧　訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった ----------------	5　4　3　2　1	

→※⑧について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

⑨　訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----------	5　4　3　2　1	

・訪問調査等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（３）意見の申立てについて

	強く そう思う ← (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう → 思わない (1)	
①　意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

②　「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	5	4	3	2	1	

以下は、<u>意見の申立てを行った法科大学院のみ</u>お答えください。

③　貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	5	4	3	2	1	

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

３．評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、（１）評価に費やした作業量、（２）機構が設定した作業期間、（３）評価作業に費やした労力、（４）評価のスケジュールの４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価に費やした作業量について

<作業量>

とても大きい（5） ← 適当（3） → とても小さい（1）

① 自己評価書の作成	5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応	5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想などをご記入ください。
①～⑤について、５とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

	＜作業期間＞ とても長い(5) ← 適当(3) → とても短い(1)	
① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5　4　3　2　1	
② 訪問調査のための事前準備	5　4　3　2　1	
③ 訪問調査当日の対応	5　4　3　2　1	
④ 意見の申立て	5　4　3　2　1	

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

	強くそう思う(5) ←		どちらとも言えない(3)		→ 全くそう思わない(1)	
①　評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
②　評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
③　評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（４）評価のスケジュールについて

	適当	適当でない	
①　自己評価書の提出時期（６月末）は適当であった （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---	2	1	
②　訪問調査の実施時期（１０月下旬～１２月上旬）は適当であった （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----	2	1	

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想などをご記入ください。

４．説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。（⑧について、訪問説明を受けなかった対象法科大学院は回答欄に「－」をご記入ください。）

	強く そう思う (5) ←		どちらとも 言えない (3)		→ 全くそう 思わない (1)	
① 説明会の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
② 説明会の内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
③ 説明会の内容は役立った	5	4	3	2	1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	5	4	3	2	1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	5	4	3	2	1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	5	4	3	2	1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応）は適切であった	5	4	3	2	1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

５．評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（１）評価報告書の内容等、（２）自己評価書及び評価報告書の公表、（３）評価結果に関するマスメディア等の報道の３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	5	4	3	2	1	

→※⑧について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が分かりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

（２）自己評価書及び評価報告書の公表について

	している	していない	
① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	2	1	
② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している --------------------------------	2	1	

（３）評価結果に関するマスメディア等の報道について

	強く そう思う (5) ← どちらとも 言えない (3) → 全くそう 思わない (1)	
① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた --------------	5　4　3　2　1	

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

６．評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果･影響とに分けて質問しますので､それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「７．評価結果の活用」で質問します。)

（１）自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く そう思う (5) ←		どちらとも 言えない (3)		→ 全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想などがありましたらご記入ください。

（２）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	5	4	3	2	1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される	5	4	3	2	1	
⑬ 学生（今後入学する者を含む）の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連してご意見、ご感想がありましたら、ご記入ください。

７．評価結果の活用について

①　今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを５段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

		非常に参考になった (5)　←参考になった (3)→　あまり参考にならなかった (1)	
課題	（記入例） 【基準５－１－１】ＦＤが不十分である。	5　4　3　2　1	
変更・改善	授業アンケートの分析・活用などの具体的方策の検討を開始した。		
課題		5　4　3　2　1	
変更・改善			
課題		5　4　3　2　1	
変更・改善			
課題		5　4　3　2　1	
変更・改善			

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください。

②　貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価結果を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1	貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2	貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3	資金獲得のための申請書に記載する。	4	学生募集の際に用いる。
5	その他（具体的に）		

回答欄	

８．評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

・評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えください。「例」を適宜参考にし、分かりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいて結構です。

（記入例）

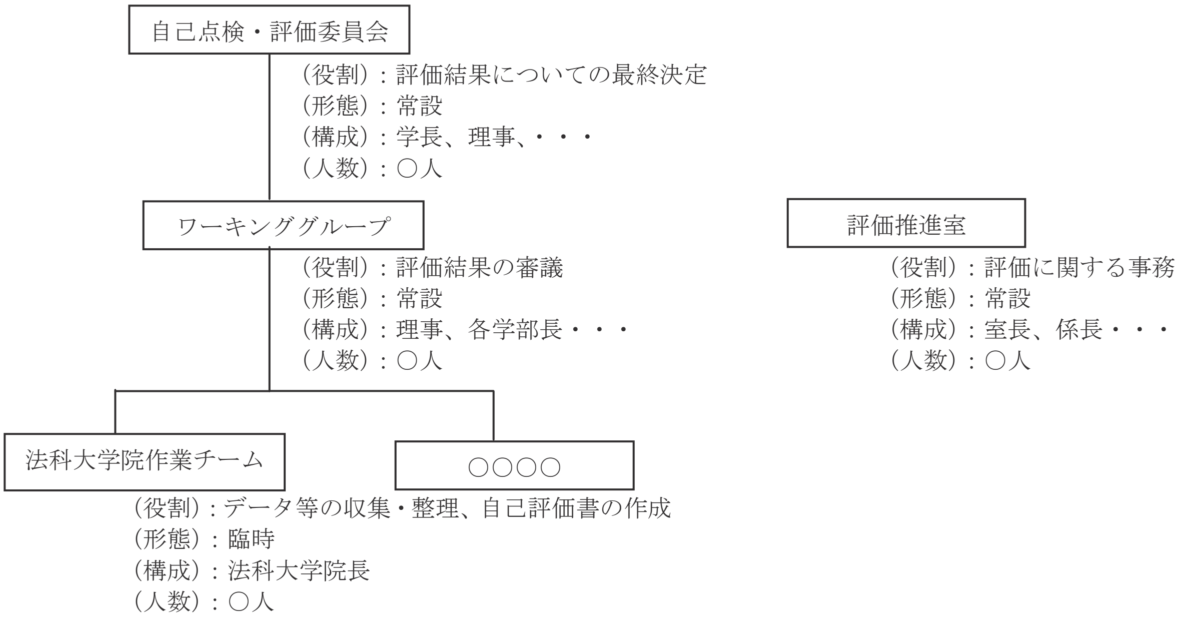

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

・評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えください。

９．前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。

※前回の認証評価を他機関にて受けた対象法科大学院もご回答ください。

強く そう思う (5) ← どちらとも言えない (3) → 全くそう思わない (1)

① 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった ---

5	4	3	2	1	

→※①について、５又は４とご回答いただいた場合、質の保証に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

② 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった ---

5	4	3	2	1	

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、改善の促進に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

③ 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった ---------------------------------

5	4	3	2	1	

→※③について、５又は４とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

１０．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて、以下の質問に可能な範囲でお答えください。また、前回他機関で認証評価を受けた対象法科大学院は、当機構の認証評価プロセスが他機関と比較してどうであったかについて、可能な範囲でお答えください。

	非常に良くなっている (5) ← どちらとも言えない (3) → 非常に悪くなっている (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	5　4　3　2　1	
② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	5　4　3　2　1	
③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	5　4　3　2　1	
④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	5　4　3　2　1	
⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	5　4　3　2　1	
⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	5　4　3　2　1	
⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	5　4　3　2　1	
⑧ 貴法科大学院が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	5　4　3　2　1	
⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	5　4　3　2　1	
⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5　4　3　2　1	
⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5　4　3　2　1	

・前頁の項目以外で良くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

・前頁の項目以外で悪くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

１１．その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

評 価 担 当 者

（ 法科大学院用 ）

平成２４年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回、当機構の評価に携わっていただいて、どのように感じられたか、以下の１～７の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く そう思う(5) ← どちらとも言えない(3) → 全くそう思わない(1)

回答例①　・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	3
回答例②　・・・・・・・・は、適切であった	5	4	③	2	1	

（回答できない場合）

強く そう思う(5) ← どちらとも言えない(3) → 全くそう思わない(1)

・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	－

１．基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	4	3	2	1	

	ある	ない	
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑤について、２とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑥について、２とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

２．評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（１）自己評価書、（２）書面調査、（３）訪問調査、（４）評価結果の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価書について

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	5	4	3	2	1	
③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想などをご記入ください（特に対象法科大学院に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点などがあればお聞かせください）。

（２）書面調査について

質問	強く そう思う (5) ← どちらとも 言えない (3) → 全くそう 思わない (1)	
①　機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	5　4　3　2　1	
②　書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	5　4　3　2　1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）があればよかったかをご記入ください。

・書面調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（３）訪問調査について

	強く そう思う (5)	← どちらとも 言えない (3) →	全くそう 思わない (1)	
①　「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった ----------	5　4	3	2　1	
②　訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた ----------	5　4	3	2　1	

→※②について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③　訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった ----------	5　4	3	2　1	

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

④　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった ----------	5　4	3	2　1	

→※④について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった ----------	5　4　3　2　1

→※⑤について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切で無かったかをご記入ください。

⑥　訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた ----------	5　4　3　2　1
⑦　訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった ----------	5　4　3　2　1

→※⑦について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

⑧　訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった ----------	5　4　3　2　1

・訪問調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（４）評価結果について

	強く そう思う ←	どちらとも 言えない	→ 全くそう 思わない	
	(5)	(3)	(1)	
① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----	5　4	3	2　1	
② 第１章から第 11 章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった ----------	5　4	3	2　1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった ----------	5　4	3	2　1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった ----------	5　4	3	2　1	

・評価結果についてご意見、ご感想などをご記入ください。

３．研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 研修の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	5	4	3	2	1	

・研修についてご意見、ご感想などをご記入ください。

４．評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、（１）評価に費やした作業量、（２）機構が設定した作業期間、（３）評価作業に費やした労力、（４）評価作業にかかった時間数の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価に費やした作業量について

	＜作業量＞ とても大きい ← (5)		適当 (3)		とても →小さい (1)	
① 自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書原案の作成	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想などをご記入ください。
①～③について、５とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

＜作業期間＞

	とても長い ← (5)		適当 (3)		→ とても短い (1)	
① 自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加	5	4	3	2	1	
③ 評価結果（原案）の作成	5	4	3	2	1	

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

	強く そう思う (5) ← どちらとも 言えない (3) → 全くそう 思わない (1)	
① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	5 4 3 2 1	
② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	5 4 3 2 1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	5 4 3 2 1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

（４）評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

※１校あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

①	自己評価書の書面調査	およそ		時間
②	訪問調査の準備	およそ		時間
③	評価結果（原案）の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想などをご記入ください。

５．評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	5	4	3	2	1	
② 部会運営は円滑であった	5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想などをご記入ください。

６．評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響など評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)		どちらとも ←言えない (3)		全くそう →思わない (1)	
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

７．前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

	強く そう思う (5)		← どちらとも 言えない (3) →		全くそう 思わない (1)	
① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった ----------	5	4	3	2	1	

→※①について、５又は４とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった --------	5	4	3	2	1	

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった --	5	4	3	2	1	

→※③について、５又は４とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。